



神奈川県

環境農政局環境部環境計画課



私たち一人ひとりの行動が、
未来につながる。

SDGs 未来都市 神奈川県

神奈川県地球温暖化対策計画 ～2050年脱炭素社会の実現を目指して～

2022（令和4）年3月

目次

第1章 総論

1 計画見直しの趣旨	
(1) 計画の概要	1
(2) 背景	2
(3) 見直しの基本的な考え方	7
(4) 見直しの内容	8
2 地球温暖化対策に取り組む際の基本的な方針	9

第2章 緩和策（地球温暖化の防止を図るための取組）

1 温室効果ガスの排出状況	
(1) 県内の温室効果ガスの排出状況	10
(2) 県内のCO ₂ の排出状況	11
(3) 県内のその他ガスの排出状況	13
(4) 県内の森林吸収の状況	13
2 温室効果ガスの削減目標	
(1) 対象とする温室効果ガス	14
(2) 中期目標	14
(3) 長期目標	16
3 中期目標の達成に向けて	
(1) 基本的な考え方	17
(2) 現状と課題	
ア エネルギー転換部門	18
イ 産業部門	19
ウ 業務部門	20
エ 家庭部門	21
オ 運輸部門	22
カ 廃棄物部門	23
キ 再生可能エネルギー等の分散型電源の導入促進	24
ク 森林等の整備・保全	25
ケ フロン類対策	26
コ 地球温暖化対策教育	26
(3) 主な施策	27
4 長期目標の達成に向けて	
(1) 基本的な考え方	32
(2) 「かながわ脱炭素ビジョン2050」について	32

第3章 適応策（地球温暖化への適応を図るための取組）

1 本県における気候変動の現状、将来予測及び影響	
(1) 現状	37
(2) 将来予測	37
(3) 影響	38
2 本県における適応策	
(1) 施策の方向性	41
(2) 主な施策	
ア 農林水産分野	41
イ 自然災害分野	42
ウ 健康分野	42
エ その他（情報収集等）	43

第4章 計画の推進

1 計画の見直し	44
----------	----

【資料編】

1 地球温暖化対策に関する主な動向	46
2 気候変動（地球温暖化）の影響	48
3 神奈川県地球温暖化対策計画 これまでの進捗状況	
(1) これまでの進捗状況	53
(2) 温室効果ガス排出量の状況	53
(3) 施策の実施状況	54
4 2019（令和元）年度の県内の温室効果ガス排出量（速報値）推計結果	56
5 神奈川県地球温暖化対策推進条例	58
6 神奈川県地球温暖化対策計画の改定経緯	65

第1章 総論

1 計画見直しの趣旨

本計画は、2016（平成28）年10月に改定した「神奈川県地球温暖化対策計画」の内容について、令和4年3月に目標及び施策等の一部改定を実施した部分を増補したものです。

(1) 計画の概要

- 県では、「神奈川県地球温暖化対策推進条例」（以下「条例」といいます。）に基づき、2010（平成22）年3月に県の地球温暖化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画として、「神奈川県地球温暖化対策計画」（以下「計画」といいます。）を策定しました。
- また、2016（平成28）年10月には、温室効果ガス削減目標の見直しを行うとともに、地球温暖化等の気候変動の影響に対して被害を最小限に食い止めるための取組である「適応策」を計画に位置付けるために計画を改定しました。
- 本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」といいます。）に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び「気候変動適応法」（以下「適応法」といいます。）に基づく「地域気候変動適応計画」として位置付けています。

表1-1 神奈川県地球温暖化対策計画の概要（2016（平成28）年10月改定）

計 画 期 間	2016（平成28）年度～2030（令和12）年度
目 標	○ 2030（令和12）年度の県内の温室効果ガスの総排出量を2013（平成25）年度比で27%削減を目指す。 ○ 長期的な削減目標として、2050（令和32）年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す。
重点的な取組	1 事業活動における対策 2 建築物の省エネルギー化 3 低炭素型のライフスタイルの促進 4 住宅の省エネルギー化 5 環境負荷の少ない自動車等の利用促進 6 再生可能エネルギー等の導入加速化 7 安定した分散型電源の導入拡大 8 フロン排出抑制法等の適正運用の推進 9 学校教育における環境教育の推進

(2) 背景

ア 国際情勢

- 2014（平成26）年11月に公表された気候変動に関する政府間パネル（I P C C）の「第5次評価報告書」では、人為起源の温室効果ガスの排出は、20世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高いと指摘しています。

同報告書では、1986（昭和61）年～2005（平成17）年を基準とした2081（令和63）年～2100（令和82）年における世界平均地上気温は、最も気温上昇が大きいシナリオでは約3.7℃（2.6℃～4.8℃）上昇すると予測しています。

その後、2021（令和3）年8月に公表された「第6次評価報告書第1作業部会報告書」では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないと指摘しています。

同報告書では、世界平均気温は、全ての排出シナリオにおいて、少なくとも今世紀半ばまでは上昇を続け、向こう数十年の間に二酸化炭素及びその他の温室効果ガスの排出が大幅に減少しない限り、21世紀中に、地球温暖化は1.5℃及び2℃を超えると予測しています。

2022（令和4）年2月に公表された「第6次評価報告書第2作業部会報告書」では、人間が引き起こした気候変動が、自然の気候変動の範囲を超えて、自然や人間に対して広範囲にわたる悪影響やそれに関連した損失と損害を引き起こしていることを指摘しています。

また、地球温暖化が進行すると、多くの自然・社会システムが「適応の限界」に達することが示され、気温上昇が1.5℃を超えた場合、更に深刻なリスクに直面することとなる一方、1.5℃付近に抑えることで影響の大幅な低減につながると予測しています。

- 2015（平成27）年11月～12月にフランス・パリで開催された「気候変動枠組条約第21回締約国会議（C O P 21）」において、2020（令和2）年以降の新たな国際的枠組みである「パリ協定」が採択され、世界共通の長期目標として、産業革命前からの世界平均気温上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること等が言及されています。

2018（平成30）年10月に公表された、I P C Cの「1.5℃特別報告書」¹によると、この「1.5℃に抑える」目標を達成するためには、2050（令和32）年頃には世界のCO₂排出を実質ゼロとする必要があることが示されています。

- 2015（平成27）年9月に開催された国連の「持続可能な開発サミット」で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、S D G s（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）が、国際社会全体の目標とされ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、環境・経済・社会をめぐる広範な課題について、2030（令和12）年までに達成すべき、気候変動を含めた17のゴールと169のターゲットが示されました。

¹ 「1.5℃特別報告書」 正式名称は、「気候変動の脅威への世界的な対応の強化、持続可能な開発及び貧困撲滅への努力の文脈における、工業化以前の水準から1.5℃の気温上昇による影響及び関連する地球全体での温室効果ガス（G H G）排出経路に関するI P C C特別報告書」

図1 SDGsにおける17の持続可能な開発目標一覧



- また、近年、地球温暖化等の気候変動を要因とする記録的な熱波、森林火災、大雨等の異常気象による自然災害の頻発化・甚大化を受けて、海外の都市を中心として、気候変動への危機感を示し、緊急行動を呼びかける「気候非常事態宣言」を行う取組が広がっています。
- 企業においては、サプライチェーン全体での温室効果ガス削減や脱炭素経営を行うことが求められるようになってきており、国際的な企業は、気候変動に対応した経営戦略の開示（TCFD²）や、脱炭素に向けた目標設定（SBT³、RE100⁴）等の国際イニシアティブへのコミットを表明するほか、金融の分野では、財務的な要素に加えて、非財務的な要素である環境、社会、ガバナンスを考慮した投資（ESG投資⁵）が拡大する等、脱炭素経営に取り組む動きが進展しています。
- 2019（令和元）年に発生した新型コロナウイルス感染症は、世界中で感染が拡大し、日常生活や経済活動に大きな影響を及ぼしており、2020（令和2）年は世界的にエネルギー需要が大きく低下し、CO₂の排出量も大幅に減少しました。
- 国の「令和2年度エネルギー需給構造高度化対策に関する調査等事業」では「テレワークを行い、在宅時間が増加した場合には、特に電力消費量については大きく増加する可能性が高いものと考えられる。」として、在宅時間と電力消費量との相関を示しています。これを踏まえて、県においても、節電や省エネルギーの取組をより一層、徹底していく必要があると考えます。

² TCFD 気候関連財務情報開示タスクフォース (Task Force on Climate-related Financial Disclosures)

³ SBT パリ協定が求める水準と整合した、5年から15年先を目標年として企業が設定する、温室効果ガス排出削減目標 (Science Based Targets)

⁴ RE100 2014（平成26）年に結成した、事業を100%再生可能エネルギー電力 (Renewable Energy) で賄うことを目標とする企業連合

⁵ ESG投資 従来の財務情報だけでなく、環境 (Environment) ・社会 (Social) ・ガバナンス (Governance) 要素も考慮した投資

- こうした状況の中、感染症拡大防止と社会経済活動の維持・発展を両立することが求められており、今後、新型コロナウイルス感染症との共存（ウィズコロナ）を前提とした「新しい生活様式」の定着等により、社会状況が大きく変化していくことが想定されます。
- また、この新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大によって深刻な影響を受けた経済の復興に当たっては、強靱で持続可能な経済社会の構築が重要であり、気候変動など環境対策も両立させる「グリーンリカバリー（緑の回復）」の考え方が欧州を中心に広がっており、再生可能エネルギーへの投資加速、電気自動車の販売促進やインフラ整備支援など環境を重視した経済復興の取組が進んでいます。
- 2021（令和3）年10月～11月に英国グラスゴーで開催された「国連気候変動枠組条約第26回締約国会合（COP26）」において、最新の科学的知見に依拠しつつ、パリ協定の1.5℃努力目標達成に向け、今世紀半ばのカーボンニュートラル及びその経過点である2030年に向けて野心的な気候変動対策を締約国に求める決定文書が採択されました。また、パリ協定第6条に基づく市場メカニズムの実施指針が合意され、当該合意により、パリルールブックが完成しました。

イ 国内の動向

(7) 緩和策関係

- 国は、2019（令和元）年6月に「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（以下「長期戦略」といいます。）を策定し、今世紀後半のできるだけ早期に「脱炭素社会（人為的な発生源による温室効果ガスの排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成している社会をいいます。）」を実現することを目指すという長期的なビジョンを示しました。
- また、2020（令和2）年1月に、日本が強みを有するエネルギー・環境分野において革新的なイノベーションを創出し、社会実装可能なコストを実現、これを世界に広めていくための「革新的環境イノベーション戦略」を策定し、温室効果ガスの国内での大幅削減とともに、世界全体での排出削減に最大限貢献することを目指すこととしました。
- 2020（令和2）年10月、菅元総理の所信表明演説では、成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げて、グリーン社会の実現に最大限注力することとし、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言し、地球温暖化対策に総力を挙げて取り組む姿勢が示されました。
- この宣言を踏まえ、国では、2020（令和2）年12月に、技術革新を通じて今後の成長が期待されるエネルギー関連産業等の14の産業において、高い目標を掲げた上で、現状の課題と今後の取組を明記した「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定しました。2021（令和3）年6月には、2050年カーボンニュートラル社会の実現可能性を、更に高めるため経済産業省が関係省庁と連携し、この戦略を更に具体化しました。
- また、2020（令和2）年12月には、国と地方の協働・共創による、地域における「2050年脱炭素社会の実現」に向けて、「国・地方脱炭素実現会議」が設

置され、そのロードマップ及びそれを実現するための関係府省・自治体等の連携の在り方等について検討が行われ、2021（令和3）年6月に開催された同会議において、2030（令和12）年度までに脱炭素を実現する先行地域を設けること等が盛り込まれた地域脱炭素ロードマップが示されました。

- 2021（令和3）年4月の地球温暖化対策推進本部では、菅元総理が、2050年カーボンニュートラルと整合的で、野心的な目標として、2030（令和12）年度における温室効果ガスを2013（平成25）年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けた挑戦を続けることを述べ、同日、米国主催の気候サミットでこれを表明しました。
- 2021（令和3）年5月には、温対法が改正され、法の基本理念に「2050年脱炭素社会の実現」が位置付けられたほか、地方公共団体が定める地球温暖化対策の実行計画に、再生可能エネルギーの利用促進等の施策に関する目標設定の義務付け等がされました。

この改正に引き続き、資金調達が難しい脱炭素化に資する事業に対する資金供給等を強化して民間投資の誘発を図ることや、地方公共団体が行う地域の脱炭素化に資する施策の費用について、国が必要な財政上の措置を講ずるように努める規定等を追加した温対法の改正を、2022（令和4）年2月に閣議決定しました。
- 2021（令和3）年10月には、「2050年カーボンニュートラル」に向けた基本的考え方等を示した新たな「長期戦略」を策定しました。さらに、「地球温暖化対策計画」を改定し、2030（令和12）年度における新たな温室効果ガス排出削減目標を2013（平成25）年度から46%削減することを目指し、50%の高みに向けた挑戦を続けることを示し、NDC（国が決定する貢献）として国連気候変動枠組条約事務局にも提出しました。
- 同月、「2050年カーボンニュートラル」や2030（令和12）年度における新たな温室効果ガス排出削減目標の実現に向けた、エネルギー政策の道筋を示す「第6次エネルギー基本計画」を策定しました。
- また、経済・社会構造の基盤となるエネルギーを化石燃料から炭素中立型に転換するため、エネルギー供給構造の変革だけでなく、産業構造、国民の暮らし、そして地域の在り方全般にわたる取組を具体化した「クリーンエネルギー戦略」の検討が進められています。
- 国内の企業等においても、国際的な脱炭素経営の動きが進展する中で、TCFDに沿った経営戦略の開示や、RE100への参画など、企業の持続可能性を脅かす気候変動を起因としたリスクを回避し、先んじて脱炭素経営の取組を進めることにより、他者と差別化を図り、新たな取引先やビジネスチャンスの獲得に結びつける動きが進んでいます。
- 温室効果ガスの排出に価格をつけて削減を促すカーボンプライシングについては、その方向性について検討が進められており、経済産業省では、排出量取引の仕組みを活用し、温室効果ガスの削減に向けた国内企業の取組を促す新たな制度として、「グリーントランスフォーメーション（GX）リーグ」の創設に向けた基本構想を、2022（令和4）年2月に公表しました。

- 昨今、脱炭素社会に向けて、2050年までにCO₂実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体が増えつつあり、全国では598自治体が、県内においても、本県のほか、14市5町の自治体が表明しています（2022（令和4）年2月末時点）。

(4) 適応策関係

- 国は、地球温暖化等の気候変動の影響に対処するための対策（適応策）の検討を行い、2018（平成30）年6月に、国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応の推進のため担うべき役割等について記載した適応法を制定し、同法に基づき、農業や防災等の各分野の適応の推進について定めた「気候変動適応計画」を同年11月に閣議決定しました。
- さらに、2020（令和2）年12月には、適応法に基づき、気候変動が与える影響の総合的な評価に関する報告書である「気候変動影響評価報告書」（以下「影響評価」といいます。）を取りまとめ、公表しました。この影響評価では、各分野における気候変動影響の概要に加えて、気温や降水量等の観測結果と将来予測、今後の課題や政府の取組をまとめており、計画の変更や事業者等による気候変動影響の把握、適応策の検討等に活用されることを想定しています。
- 2021（令和3）年10月には、「気候変動適応計画」を改定し、この影響評価で示された科学的知見を踏まえ、「適応策の基本的な考え方」を追加するとともに、施策に関するKPIの設定、指標の設定等による進捗管理等の実施について記載しました。

ウ 県の動向

- 県では、2016（平成28）年度以後、条例に基づく温暖化対策計画書制度の運用等の計画に位置付けた取組や、分散型エネルギーシステムの構築に向けた「かながわスマートエネルギー計画」による取組等を進めてきました。

表1-2 かながわスマートエネルギー計画の概要（2018（平成30）年3月改訂）

数値目標	1 県内の年間電力消費量 2010年度比で、2020年度 10%削減、2030年度 15%削減 2 県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合 2020年度 25%、2030年度 45%
基本政策	1 再生可能エネルギー等の導入加速化 2 安定した分散型エネルギー源の導入拡大 3 多様な技術を活用した省エネ・節電の取組促進 4 エネルギーを地産地消するスマートコミュニティの形成 5 エネルギー関連産業の育成と振興

- しかし、2018（平成30）年7月の記録的な猛暑により、県内の月平均気温が28.0℃と統計開始以来最も高い記録を更新し、県内の熱中症搬送者数が7月と8月の合計で4千人を超えたほか、農産物の生育における開花時期の変化、暖海性魚介類の食害による磯焼け等、気候変動の影響と考えられる現象も現れています。

- また、2019（令和元）年9月の台風第15号及び10月の台風第19号が、県内に記録的な暴風や高波、高潮、大雨をもたらし、大規模な土砂崩れや浸水等により、県内各地で甚大な被害が生じました。
- 今後、地球温暖化が進むとこうした被害が大きくなるおそれがあり、これを防ぐためにも、これまで以上の努力をもって地球温暖化を食い止めることが必要であることから、県は、2019（令和元）年11月に「2050年脱炭素社会の実現」を表明しました。
- この「2050年脱炭素社会の実現」は、2020（令和2）年2月に発表した「かながわ気候非常事態宣言」における基本的な取組の1つとして位置付けられています。

（「かながわ気候非常事態宣言」における基本的な取組の柱）

- 1 今のいのちを守るため、風水害対策等の強化
- 2 未来のいのちを守るため、2050年の「脱炭素社会」の実現に向けた取組みの推進
- 3 気候変動問題の共有に向けた、情報提供・普及啓発の充実

- 2020（令和2）年2月には、自らの事業活動で使用する電力を100%再生可能エネルギーに転換する意思と行動を示し、再生可能エネルギー100%利用を促進する枠組みである「再エネ100宣言 RE Action」にも参加し、県有施設の使用電力の再生可能エネルギー100%化に向けた取組を進めるとともに、アンバサダー（応援者）として、県内市町村や企業等における再生可能エネルギーの利用拡大に向けて、働きかけを行っています。
- 2019（令和元）年4月には、神奈川県環境科学センターを適応法に基づく地域気候変動適応センターとして位置付け、気候変動影響や適応に関する情報を収集・整理・分析し、それらの情報の提供等を進めています。
- 2021（令和3）年11月には、公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）と県が共同で研究した「かながわ脱炭素ビジョン2050」を発表しました。
- このビジョンは、未来のいのちを守る「2050年脱炭素社会の実現」に向けて、家庭生活を中心に脱炭素社会の将来像を示すもので、県民にライフスタイルの変革（脱炭素型ライフスタイルへの転換）を促し、この変革が企業等にも波及していくよう、事業活動の将来像も併せて示すことで、社会全体の変革につなげることを目的としています。
- 2021（令和3）年12月には、条例を改正し、「2050年までの脱炭素社会の実現」を基本理念として新たに定め、脱炭素社会の実現に向けた県の姿勢を明確に示しました。

(3) 見直しの基本的な考え方

- 前述のように、地球温暖化等の気候変動をめぐる社会・経済情勢は急激に変化しており、国に先駆けて「2050年脱炭素社会の実現」を表明した県として、改正された温対法の施行を待つことなく、脱炭素社会の実現に向けた姿勢を早期に示す必要があります。

- 一方、逼迫する新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて、県民の皆様の「いのち」を守っていくために、県としては、まん延防止対策、医療提供体制の維持、経済雇用対策等に最優先に取り組んでいかなければなりません。
- そこで、新型コロナウイルス感染症への対応等を図るため、令和3年度の計画見直しについては最小限のものとし、現行計画（平成28年10月改定）の増補にとどめることとします。なお、今般の温対法の改正や国の「地球温暖化対策計画」改定への対応等については、新型コロナウイルス感染症の状況や国の動向等、将来の情勢を踏まえ、改めて検討し、全面的な見直しを行う予定とします。

(4) 見直しの内容

ア 温室効果ガスの削減目標の見直し

① 中期目標の見直し

「2030（令和12）年度の温室効果ガスの排出量を、2013（平成25）年度比で46%削減する」という国の新たな温室効果ガス削減目標の県内での達成を目指し、県の2030（令和12）年度における削減目標を見直します。

② 長期目標の見直し

県が表明した「2050年脱炭素社会の実現」を踏まえ、長期目標を見直します。

イ 緩和策及び適応策の追加

- 現行計画（平成28年10月改定）の前回改定以降、新たに実施し、継続している緩和策及び適応策を追加します。

ウ 長期目標達成に向けたビジョンの追加

- 公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）と県が共同で研究した「かながわ脱炭素ビジョン2050」における脱炭素社会の将来像を示し、今後、その具体化を検討していきます。

計画の基本的事項、計画期間及び全体像については、「神奈川県地球温暖化対策計画」（平成28年10月改定）に記載していますので、ご覧ください。

なお、「神奈川県地球温暖化対策計画」（平成28年10月改定）は、県のホームページに掲載しているほか、県政情報センター等で閲覧できます。

2 地球温暖化対策に取り組む際の基本的な方針

現行計画（平成28年10月改定）における地球温暖化対策に取り組む際の基本的な方針である「すべての主体による取組を推進」、「各主体相互の連携・協働を促進」、「神奈川のチカラを生かした取組を推進」を踏まえつつ、次の視点も合わせて地球温暖化対策に取り組めます。

○ SDGsの実現に向けた取組の推進

SDGsの実現に向けては、環境・経済・社会の統合的な向上が必要です。本計画においても、地球温暖化対策だけに着目するのではなく、各分野の関連課題との相互関連性・相乗効果を重視しつつ、統合的解決の視点をもって取り組んでいきます。

○ グリーンリカバリーを踏まえた環境重視の経済復興の推進

新型コロナウイルス感染症により打撃を受けた経済の復興に当たっては、グリーンリカバリーの考え方にに基づき、経済復興と地球温暖化対策を両立させた取組を推進します。

○ 各主体の「脱炭素型ライフスタイル」等への転換の促進

様々な場面において「2050年脱炭素社会の実現」に向けた意識を醸成することに加え、県が率先して行動を示すことで、各主体が自発的にライフスタイルや事業活動等を脱炭素社会に向けて転換できるよう促します。

【コラム】地方自治体におけるグリーンリカバリー

グリーンリカバリーの考え方に基づくと、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ経済や失われた雇用の回復を目的とした対策の実施に当たっては、代替エネルギーへの投資や温室効果ガスの排出抑制など気候変動等の環境問題への対策と結び付ける必要があり、地方自治体においては、次の取組を進めていくことが考えられます。

○ 再生可能エネルギーの利用・導入

- ・ 県民や事業者への再生可能エネルギーの利用・導入の促進
- ・ EV・FCVの導入の推進

○ 省エネルギー対策の推進

- ・ 事業者の自主的なCO₂削減の取組を促進する方策の検討
- ・ テレワーク等による電力消費量の増加を踏まえた対策強化の検討

○ 環境対策につながるインフラの整備等

- ・ 公園・森林整備など公共事業の推進
- ・ 歩行、自転車専用道路の整備
- ・ 充電（電気）・充填（水素）インフラの整備促進

○ 脱炭素社会の実現に向けたイノベーション

- ・ イノベーション実現に向けた研究機関と企業のマッチング

第2章 緩和策（地球温暖化の防止を図るための取組）

地球温暖化による様々な影響を防ぐためには、まず、その原因である温室効果ガスの排出を削減することが重要です。この章では、地球温暖化の防止のための取組である「緩和策」について取り上げます。

1 温室効果ガスの排出状況

地域における地球温暖化対策を進める上では、温室効果ガス排出量の動向を踏まえる必要があるため、この項では県内の温室効果ガス排出量の現状を概観します。

(1) 県内の温室効果ガスの排出状況

- 2018（平成30）年度の県内の温室効果ガスの排出量は、7,161万t-CO₂（CO₂換算。以下同じ）であり、2013（平成25）年度比では10.6%減少しています。これは、全国の排出量（12億4,700万t-CO₂）の5.7%を占めています。
- また、県内の温室効果ガスの95.0%をCO₂が占めています。

表2-1 県内の温室効果ガス排出量

（単位：万t-CO₂）

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度		
						構成比	2013年度比	
二酸化炭素（CO ₂ ）	7,732	7,289	7,024	6,887	6,951	6,800	95.0%	△12.1%
その他ガス※	281	302	327	336	355	361	5.0%	28.4%
合計	8,013	7,591	7,351	7,222	7,305	7,161	100.0%	△10.6%

（参考 全国に占める割合）

（5.7%）

※ CH₄（メタン）、N₂O（一酸化二窒素）、HFCs（ハイドロフルオロカーボン類）、PFCs（パーフルオロカーボン類）、SF₆（六ふっ化硫黄）、NF₃（三ふっ化窒素）。以下同じ。

※ 温室効果ガスの排出量は、端数処理（トン又は万トン単位で四捨五入）をしているため、各表の合計値と内訳が合わないことがあります。また、増減率、構成比等はトン又は万トン以下の端数を含めて計算しているため、表中の数値を用いた計算と合致しない場合があります。同様に、四捨五入の関係で構成比の合計が100%にならない場合があります。（以下表においても同じ。）

※ 温室効果ガスの排出量は、各種統計値に基づいて算定していますが、使用している統計が遡及改訂等された際、改めて推計し直すことがあるため変わる可能性があります。

表2-2 全国の温室効果ガス排出量

（単位：百万t-CO₂）

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度		
						構成比	2013年度比	
二酸化炭素（CO ₂ ）	1,318	1,266	1,226	1,206	1,190	1,146	91.9%	△13.1%
その他ガス	91	93	95	98	100	102	8.1%	12.2%
合計	1,408	1,359	1,321	1,304	1,291	1,247	100.0%	△11.4%

※1 環境省報道発表資料を基に作成。

※2 全国と県の排出量の算定方法は同一ではない。

図2-1 世界のCO₂排出量(国別排出割合)

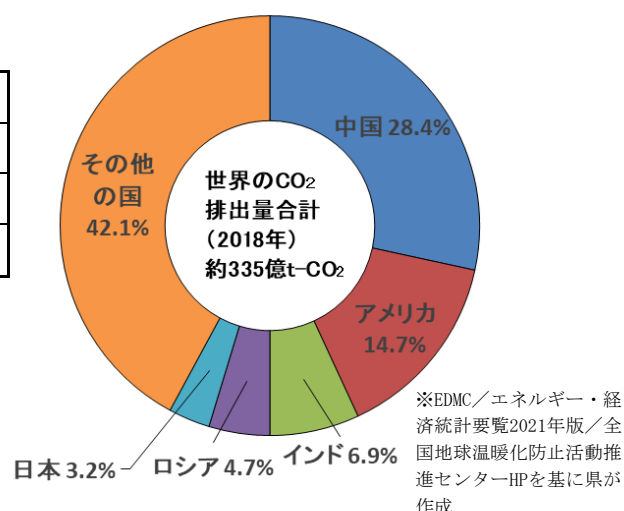
(参考) 世界のCO₂排出量と排出割合

(単位：百万t-CO₂) (2018年)

順位	1位	2位	3位	4位	5位
国名	中国	アメリカ	インド	ロシア	日本
排出量	9,528	4,921	2,308	1,587	1,081
割合	28.4%	14.7%	6.9%	4.7%	3.2%

※ 排出量の算定方法は各国で異なります。

※ エネルギー起源CO₂(各種エネルギーの利用時に発生したCO₂)の排出量。



(2) 県内のCO₂の排出状況

- 2018(平成30)年度のCO₂排出量は、6,800万t-CO₂であり、2013(平成25)年度比では12.1%減となっています。
- 2013(平成25)年度の排出量と比較すると、業務部門(24.8%減)、家庭部門(13.7%減)、産業部門(11.5%減)、運輸部門(9.1%減)では、省エネルギー化が進んだことや、電力排出係数が改善された結果、減少しています。
- 一方で、廃棄物部門(6.6%増)とエネルギー転換部門(4.7%増)では増加しています。廃棄物部門では、主に一般廃棄物中のプラスチックの比率が増加したこと、エネルギー転換部門では、県内の発電量が増加したことが主な要因となっています。
- 部門別の構成比を見ると、最も大きな排出部門は産業部門(35.0%)であり、次いで業務部門(18.2%)、家庭部門(15.9%)、エネルギー転換部門(14.5%)、運輸部門(14.3%)、廃棄物部門(2.1%)の順となっています。
- なお、参考までに、県民1人当りに換算した年間排出量(2018(平成30)年度)は、7.4t-CO₂となっており、全国の9.1t-CO₂と比べて低い数値となっています。

表2-3 県内の部門別CO₂排出量

(単位：万t-CO₂)

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度		
						構成比	2013年度比	
エネルギー転換部門	940	880	865	981	982	985	14.5%	4.7%
産業部門	2,689	2,547	2,431	2,453	2,467	2,381	35.0%	△11.5%
業務部門	1,644	1,478	1,485	1,258	1,255	1,237	18.2%	△24.8%
家庭部門	1,254	1,257	1,121	1,085	1,115	1,083	15.9%	△13.7%
運輸部門	1,073	1,001	993	981	996	975	14.3%	△9.1%
廃棄物部門	131	127	128	128	136	140	2.1%	6.6%
合計	7,732	7,289	7,024	6,887	6,951	6,800	100.0%	△12.1%
一人当たり(t-CO ₂)	8.5	8.0	7.7	7.5	7.6	7.4		△13.5%

表 2-4 電力のCO₂排出係数*の推移

(東京電力エナジーパートナー株式会社ホームページを基に県が作成)

(単位: kg-CO₂/kWh)

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
排出係数	0.531	0.505	0.5	0.486	0.475	0.468

* 販売電力量当たりの発電に伴い排出されるCO₂の量を示す係数。

図 2-2 県内のCO₂排出量の推移

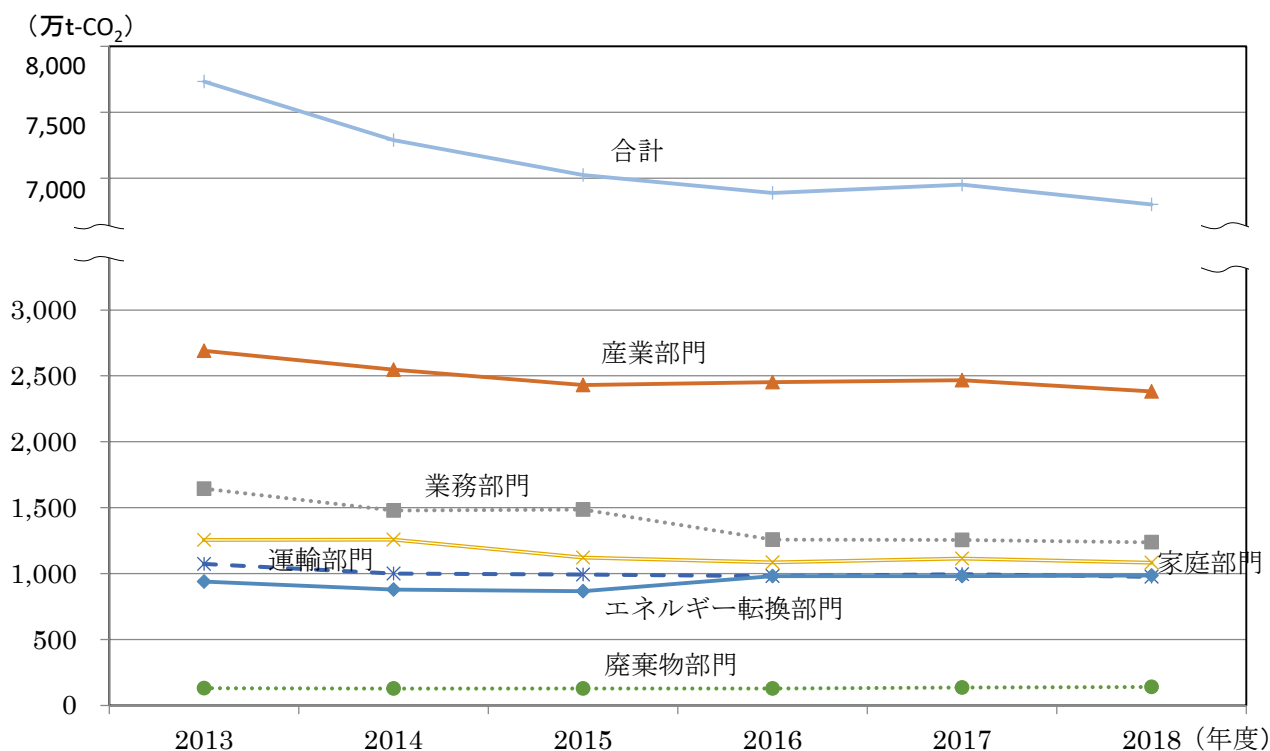
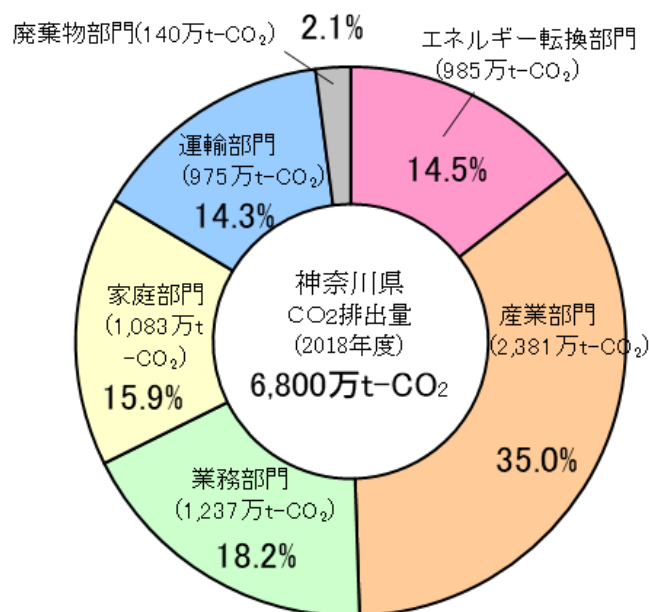


図 2-3 県内の部門別CO₂排出量(2018年度)



(3) 県内のその他ガスの排出状況

- 2018（平成30）年度のその他ガス排出量は、361万t-CO₂であり、2013（平成25）年度比では28.4%増となっています。
- 2013（平成25）年度の排出量と比較すると、メタン（CH₄）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）は減少しています。メタン（CH₄）は、業務部門における業務用湯沸器等で使用される石炭消費量の減少等が主な要因となっています。
- 一方で、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、三ふっ化窒素（NF₃）は増加しています。特に、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）は、業務用冷凍空調機器、家庭用エアコン等における使用量が増加したことが主な要因となっています。

表2-5 県内の部門別その他ガス排出量

（単位：万t-CO₂）

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度		
						構成比	2013年度比	
メタン(CH ₄)	26	25	24	19	20	20	5.6%	△22.1%
一酸化二窒素(N ₂ O)	61	60	61	61	65	63	17.4%	2.4%
ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	178	200	221	237	253	264	73.2%	48.1%
パーフルオロカーボン類(PFCs)	9	9	12	12	12	9	2.5%	△3.2%
六ふっ化硫黄(SF ₆)	6	7	8	6	5	4	1.2%	△29.0%
三ふっ化窒素(NF ₃)	0.3	0.3	0.4	0.6	0.5	0.6	0.2%	96.3%
合計	281	302	327	336	355	361	100.0%	28.4%

(4) 県内の森林吸収の状況

- 県内の森林面積は約9万5千haで県土面積の約39%を占めていますが、全国の森林面積に占める割合は約0.4%です。
- 県内の森林（森林法第5条対象森林⁶）におけるCO₂吸収量は、2013（平成25）年度から2017（平成29）年度までの5年間の森林蓄積を比較する方法で試算すると、92.7万t-CO₂（年間平均18.5万t-CO₂）であり、神奈川県温室効果ガス排出量7,161万t-CO₂に対する割合は0.3%程度となります。

⁶ 森林法第5条対象森林 同法第2条で定義する森林のうち、森林整備及び保全に関する、目標その他基本的な事項を明示するため、全国森林計画に則して都道府県が策定する、地域森林計画の対象である民有林を指す。

2 温室効果ガスの削減目標

温室効果ガスの削減に取り組んでいくためには、具体的な削減目標を掲げ、その目標を広く事業者・県民・市町村等と共有して、取り組んでいく必要があります。

この項では、国際情勢や国の動向等を踏まえながら、県の削減目標の設定に関する考え方を整理し、数値目標を示します。

(1) 対象とする温室効果ガス

- 対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項に基づき、次の7種類とし、その合計である総排出量について削減目標を設定します。

表2-6 7種類の温室効果ガス、地球温暖化係数※と特徴

名 称	地球温暖化係数	特 徴
二酸化炭素(CO ₂)	1	主に石油・石炭等の化石燃料の燃焼により発生します。最も多く排出されている温室効果ガスです。
メタン(CH ₄)	25	水田や廃棄物最終処分場等での、有機物の発酵等から発生します。
一酸化二窒素(N ₂ O)	298	化学製品の製造過程や燃料の燃焼により発生します。麻酔ガス等としても用いられています。
ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	1,430 (HFC-134a)	冷凍・冷蔵機器の冷媒や、断熱材の発泡剤等に使用されています。
パーフルオロカーボン類(PFCs)	7,390 (PFC-14)	半導体の製造工程(洗浄剤)等で使用されています。
六ふつ化硫黄(SF ₆)	22,800	半導体の製造工程や電気絶縁ガスとして使用されています。
三ふつ化窒素(NF ₃)	17,200	半導体の製造工程等で使用されています。

※ 各ガスの地球温暖化をもたらす程度を、CO₂の効果と比較して表した数値です。ここでは温対法施行令第4条で示されている係数を記載しています。

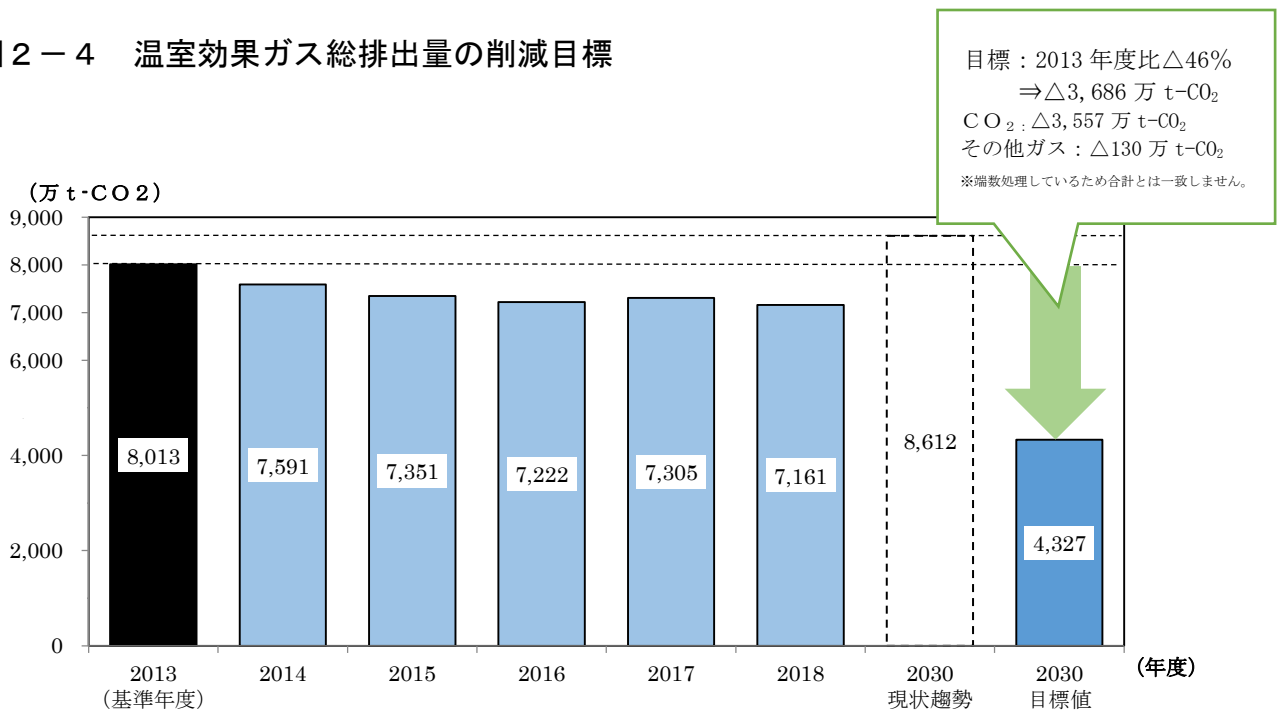
(2) 中期目標

2030(令和12)年度の温室効果ガスの総排出量を、
2013(平成25)年度比で46%削減することを目指す。

- 国は、2021(令和3)年4月の地球温暖化対策推進本部において、2050年カーボンニュートラルと整合的で、野心的な目標として、2030(令和12)年度における温室効果ガスを2013(平成25)年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けた挑戦を続けることを宣言し、2021(令和3)年10月には、この目標を「地球温暖化対策計画」に掲げ、NDC(国が決定する貢献)として国連気候変動枠組条約事務局にも提出しました。

- 気候変動問題に取り組み、脱炭素化を進めることは、人類全体で解決を目指すべき待ったなしの課題であり、国の新たな中期目標は、こうした地球規模の課題の解決に大きく踏み出すものです。
- しかし、逼迫する新型コロナウイルス感染症への対応等により、現段階では、県独自で新たな中期目標を積算することが困難であるため、当面、暫定的に国の中期目標を県の目標として設定することとし、国と軌を一にして、脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいきます。
- なお、この目標の達成に向けて、県として、最大限、施策の実施に努めることはもとより、他都道府県や県内市町村との連携・協働を図り、さらには県民、事業者、NPO等の自主的な取組が推進されるよう、必要な支援を講ずるよう努めます。

図2-4 温室効果ガス総排出量の削減目標



※ 現状趨勢（将来推計）とは

- 2013（平成25）年度の温室効果ガス排出量を基準とし、現状から特段の対策を行わない場合の2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量を推計しました。
- 「長期エネルギー需給見通し関連資料」（2015（平成27）年7月）で示された国の最終エネルギー消費の見込みや、「総合エネルギー統計」（2021（令和3）年4月）で示された国のエネルギーの需給実績等を基に、世帯数や業務床面積の伸び率が全国を上回っている等の本県の地域特性を考慮した上で、推計を行いました。
- 推計に当たっては、推計方法の精度向上に努めており、前回改定以降に再計算を行っているため、現行計画（平成28年10月改定）とは異なる数値となっています。

※ 2030年度排出量の目標値には、県内に存する森林等の温室効果ガス吸収源による吸収量の数値を含んでいます。

(3) 長期目標

2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロ（温室効果ガスの排出量から吸収量を差し引き、全体としてゼロ）にする「脱炭素社会の実現」（カーボンニュートラル）を目指す。

- 2015（平成27）年の気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、2020（令和2）年以降の新たな国際的枠組みとして「パリ協定」が採択され、世界共通の長期目標として、産業革命前からの世界平均気温上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること等が言及されています。
- また、IPCCの「1.5℃特別報告書」によると、この「1.5℃に抑える」目標を達成するためには、2050年頃には世界のCO₂排出を実質ゼロとする必要があることが示されており、我が国をはじめ、世界各国で脱炭素化に向けた取組が加速化しています。
- さらに、地球温暖化など気候変動を要因とした自然災害の頻発化・激甚化により、県民生活に大きな影響が及んでいる中、県は、2019（令和元）年11月、国に先駆けて「2050年脱炭素社会の実現」を表明し、2020（令和2）年2月の「かながわ気候非常事態宣言」では、未来のいのちを守る取組として、「2050年の脱炭素社会」の実現に向けた取組を推進することとしました。
- これらを踏まえ、県は、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする脱炭素社会の実現（カーボンニュートラル）を本計画の長期目標として位置付け、この実現に向けて取り組んでいきます。

3 中期目標の達成に向けて

(1) 基本的な考え方

- 現行計画（平成28年10月改定）における施策の方向性に基づきながら、引き続き中期目標の達成に向けて施策を推進します。

表 2-7 現行計画（平成28年10月改定）における施策の方向性

地球温暖化対策と分散型エネルギーシステムの構築の一体的な推進	<p>県内の温室効果ガス排出量の約94%※は、石油、石炭、天然ガスといった化石燃料の燃焼に伴い排出されています。</p> <p>県では、2014（平成26）年4月に策定した「かながわスマートエネルギー計画」により、分散型エネルギーシステムの構築に向けた取組を進めています。これまでの省エネルギー促進の取組に加えて、再生可能エネルギー等の導入拡大やエネルギーの効率的な需給調整などの取組を進めることは、地球温暖化対策にも大きく寄与することから、地球温暖化対策を分散型エネルギーシステムの構築と一体的に推進していきます。</p> <p>※ 燃料の燃焼に伴うCO₂、CH₄、N₂Oの排出量が、温室効果ガス排出量全体に占める割合</p>
多様な主体との連携・協働	<p>削減目標は、県の取組だけで達成することはできず、様々な主体と連携して取り組み、県全体として達成を目指すこととなります。そこで、県民・事業者・NPOや国・市町村など、県以外の様々な主体との連携・協働を通じて、施策を効果的に推進します。</p>
地域経済の発展と地球温暖化対策の両立	<p>温室効果ガスの削減目標の達成が、地域経済の活性化や雇用創出などにもつながるよう、環境と経済の両立を図る必要があります。そこで、環境負荷の少ない健全な地域経済の発展や質の高い県民生活の実現を図りながら、温室効果ガスの排出を削減するために、省エネルギー機器や再生可能エネルギー発電設備等の普及や技術開発・製品開発の一層の加速化などを推進します。</p>
地域の特性を生かした施策の推進	<p>神奈川の自然的な特性や、環境問題に係る経験・人材・産業の集積などの神奈川のチカラを生かして、地域の実情に即した施策を推進します。</p> <p>また、国際的に示した削減目標を達成するために、今後、国レベルで多くの削減対策が講じられることとなります。そこで、県としての施策の推進に当たっては、こうした国の対策も踏まえ、国を補完する施策とともに、県独自の施策も検討します。</p>
幅広い施策の推進	<p>地球温暖化対策を推進する上では、関係する主体やその社会経済活動も様々であることなどから、規制的な手法、経済的な手法、普及啓発などの様々な手法の施策に取り組みます。また、直接的な削減効果があるものだけでなく、間接的な効果が期待できるものや、効果を測ることが困難なものも含め、本計画では、現時点で県として当面取り組むべきと考える施策を幅広く位置付けて取り組んでいきます。</p>

(2) 現状と課題

ア エネルギー転換部門



- エネルギー転換部門からのCO₂排出量は、2013（平成25）年度以降増減を繰り返しており、2013（平成25）年度比で4.7%増加しています。
2013（平成25）年度と比べると、2011（平成23）年度から2015（平成27）年度は減少傾向で推移しており、これは、東日本大震災の影響を踏まえた全国的な省エネルギーの取組により、本県においてもエネルギー消費量が低下したことが考えられます。
一方、2016（平成28）年度以降は、2013（平成25）年度と比べると増加傾向で推移しており、これは、本県において電気需要が高まったことにより、県内の発電量が増加したことが考えられます。
- 2013（平成25）年度以降の燃料別エネルギー消費量の構成比は、石油は減少傾向、石炭及び都市ガスは増加傾向、熱及び電力は横ばいで推移しています。これは、原油高の高騰等を受け、使用燃料が石炭及び都市ガスへ転換したこと等が背景にあると考えられます。
- 燃料別エネルギー消費量の内訳を見ると、石油、石炭及び都市ガスといった化石燃料が全体の81%（2018（平成30）年度）を占めていることから、今後は、再生可能エネルギーの利用や、省エネルギー対策の取組を推進していくことにより、化石燃料の使用量を減らしていくことが必要です。

図2-5 CO₂排出量等の推移
(エネルギー転換部門)

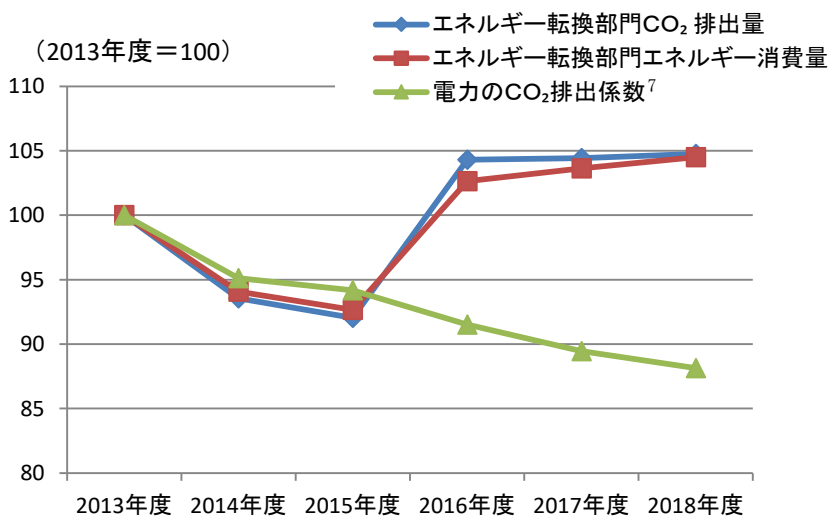
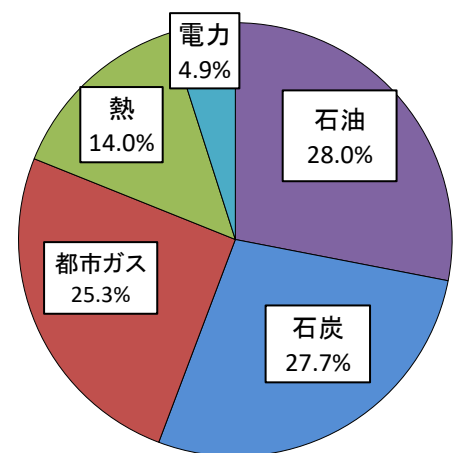


図2-6 燃料別エネルギー消費量
(エネルギー転換部門・2018年度)



⁷ 電力のCO₂排出係数 販売電力量当たりの発電に伴い排出されるCO₂の量を示す係数

イ 産業部門



- 産業部門からのCO₂排出量は、2013（平成25）年度以降減少傾向にあり、2018（平成30）年度は、2013（平成25）年度比で11.5%減少しています。これは、電力のCO₂排出係数が改善したことや、同部門における全てのエネルギー種（石炭・石油・都市ガス・電力・熱）において消費量が同様に減少したこと等が大きな要因と考えられます。
- また、産業部門からのCO₂排出量の約95%を占める製造業においては、2013（平成25）年度以降、製品出荷額が増加しているものの、エネルギー消費量及び事業所数は減少傾向を示しています。製造業におけるエネルギー消費量の減少の要因は、省エネルギー対策等の事業者の自主的な取組が一定程度進んでいることや、製造業事業所の減少が考えられます。
- 産業部門全体のCO₂排出量は減少傾向となっているものの、部門別の排出割合は、35.0%と一番大きい数値となっています。
- 燃料別エネルギー消費量の内訳を見ると、業務部門や家庭部門に比べて化石燃料の使用割合が高いことから、使用割合が高い業種を中心に、燃料種の転換や省エネルギー対策を進めていくことに加えて、長期目標を踏まえたCCUS等の新たな技術開発（イノベーション）の成果を見据えた取組も必要です。
- また、人的リソースなど経営資源に限りのある中小企業においては、大企業のように率先して対策を進めることが難しい面もあるため、燃料種の転換や省エネルギー化が進むような取組が必要です。

図2-7 CO₂排出量等の推移（産業部門）

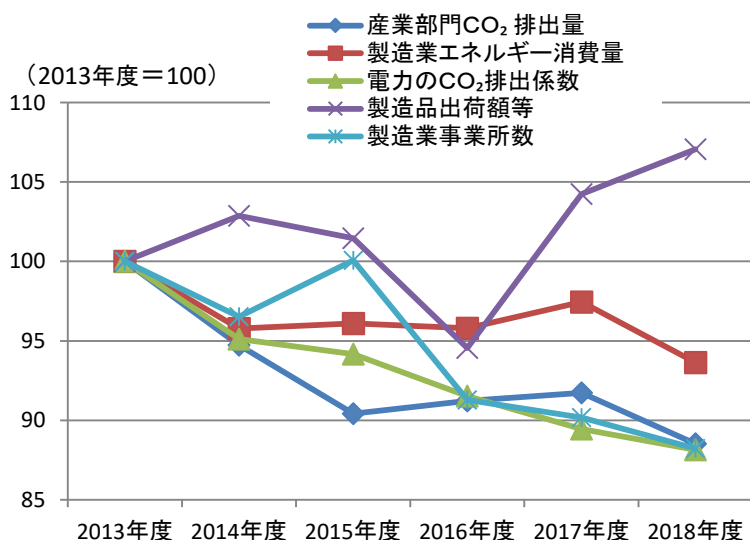
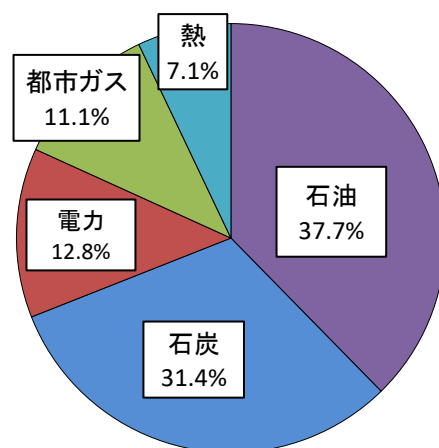


図2-8 燃料別エネルギー消費量（産業部門・2018年度）



ウ 業務部門



- 業務部門からのCO₂排出量は、2013（平成25）年以降減少傾向にあり、2018（平成30）年度は、2013（平成25）年度比で24.8%減少しています。これは、電力のCO₂排出係数が改善したことや、同部門における電力、都市ガス及び石油のエネルギー消費量が同様に減少したこと等が大きな要因と考えられます。
- また、業務部門からのCO₂排出量に関連性の高い指標である業務床面積は、やや増加傾向で推移していることから、業務部門では、空調機器等の高効率設備の普及等によるエネルギー効率の改善が一定程度進んでいることが考えられます。
- 燃料別エネルギー消費割合は、電力が全体の59.3%（2018（平成30）年度）を占め、2013（平成25）年度の51.7%から増加しており、電力へのエネルギー転換が進んでいるものと考えられますが、電力利用におけるCO₂排出量を削減するために、今後は再生可能エネルギー由来の電力へ切り替えを促進していくこと等が必要となります。
- 部門別の排出割合では、業務部門からのCO₂排出量は全体の18.2%と、産業部門に次ぐ数値となっており、省エネルギー対策等をさらに進める必要がありますが、建築物のエネルギー性能の向上にはコスト面や設備の設置スペースの制約といった課題があります。
- さらに、産業部門と同様に、経営資源に限りのある中小企業において、燃料種の転換や省エネルギー化が進むような取組が必要です。

図2-9 CO₂排出量等の推移（業務部門）

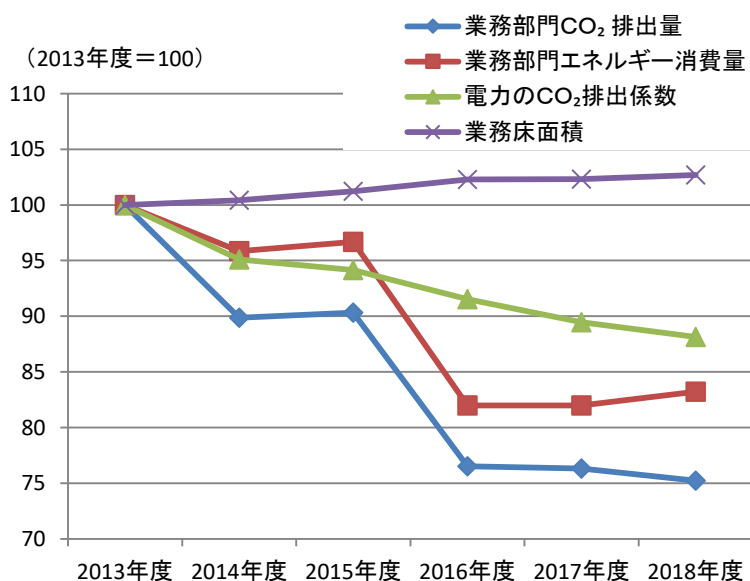
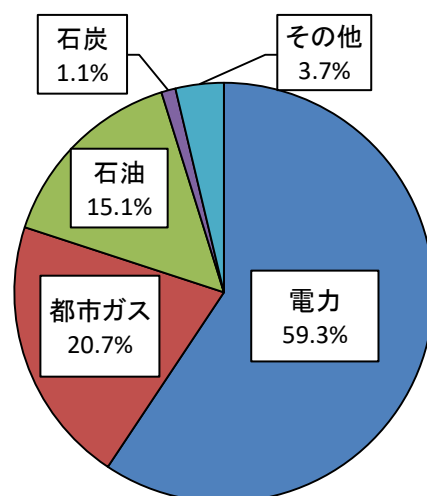


図2-10 燃料別エネルギー消費量（業務部門・2018年度）



エ 家庭部門



- 家庭部門からのCO₂排出量は、2013（平成25）年度以降減少傾向にあり、2018（平成30）年度は、2013（平成25）年度比で13.7%減少しています。これは、電力のCO₂排出係数が改善したことや、同部門における電力、都市ガス及び石油のエネルギー消費量が同様に減少したこと等が大きな要因と考えられます。
- また、家庭部門からのCO₂排出量に関連性の高い指標である世帯数は増加傾向ですが、1世帯当たりのエネルギー消費量は、2013（平成25）年度からおおむね減少傾向で推移しており、家庭部門では、節電や省エネルギー家電の普及等が一定程度進んでいることが考えられます。
- 燃料別エネルギー消費割合は、都市ガス及び石油が全体の49.7%（2018（平成30）年度）と半数近くを占めていることから、これらのエネルギーの電化や、ZEH等による住宅の省エネルギー化を促進していくことにより、都市ガス及び石油の使用量を減らしていくことが必要です。
- また、燃料別エネルギー消費割合における電力の割合は、49.1%（2018（平成30）年度）となっており、業務部門と同様に、今後は再生可能エネルギー由来の電力への切り替えを進めていくことや、環境に配慮した行動を持続的に実践すること等により、脱炭素型ライフスタイルへの転換を進める必要があります。

図2-11 CO₂排出量等の推移（家庭部門）

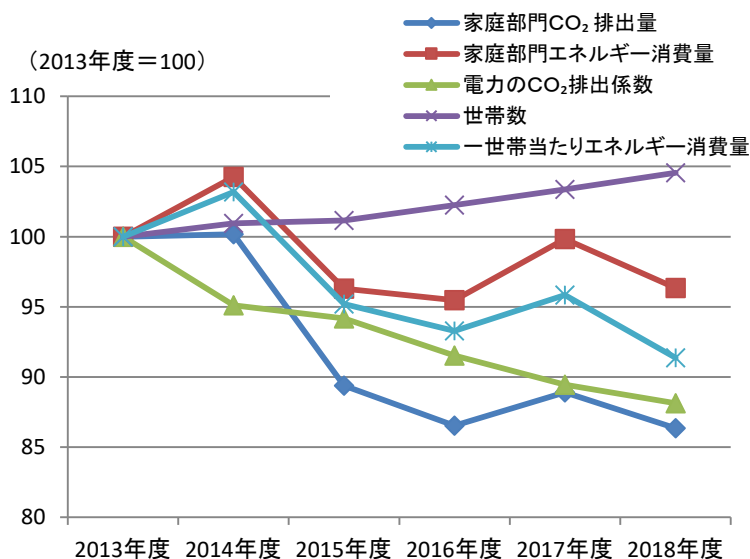
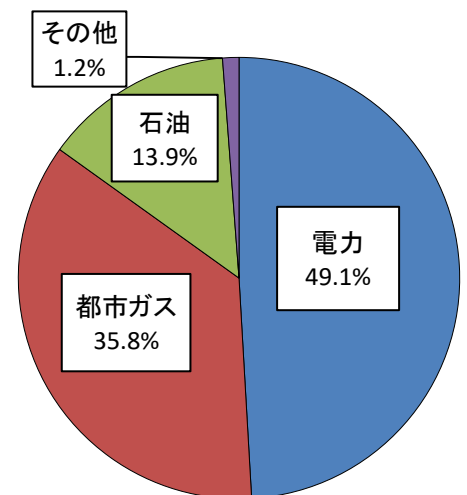


図2-12 燃料別エネルギー消費量（家庭部門・2018年度）



オ 運輸部門



- 運輸部門からのCO₂排出量は、2013（平成25）年度以降減少傾向にあり、2018（平成30）年度は、2013（平成25）年度比で9.1%減少しています。これは、自動車における石油由来燃料の消費量が減少したこと等が大きな要因と考えられます。
- また、運輸部門からのCO₂排出量に関連性の高い指標である自動車保有台数及び自動車走行キロ数は、増加傾向で推移しているものの、CO₂排出量は減少傾向にあり、運輸部門では、自動車の性能向上に伴う燃費改善等が一定程度進んでいることが考えられます。
- 一方で、用途別CO₂排出量の割合は、自動車が全体の84.8%（2018（平成30）年度）を占めています。運輸部門からのCO₂排出量をさらに減少させるには、自動車からの排出削減に向けた一層の取組が必要です。
- こうした中、環境性能に優れ、エネルギー効率が高い電動車両である電気自動車（EV）及び燃料電池自動車（FCV）を含む次世代自動車⁸の県内乗用車に占める割合は、2019（令和元）年度は22.3%であり、その一層の普及を図る必要があります。

図 2-13 CO₂排出量等の推移（運輸部門）

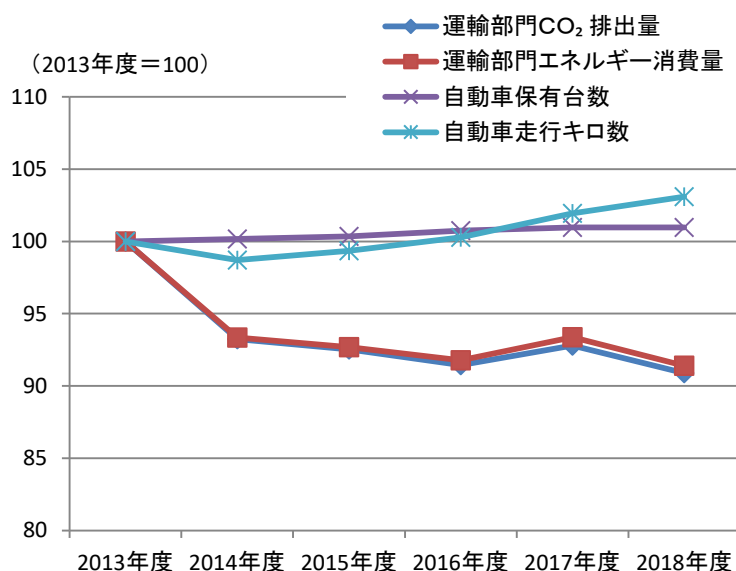
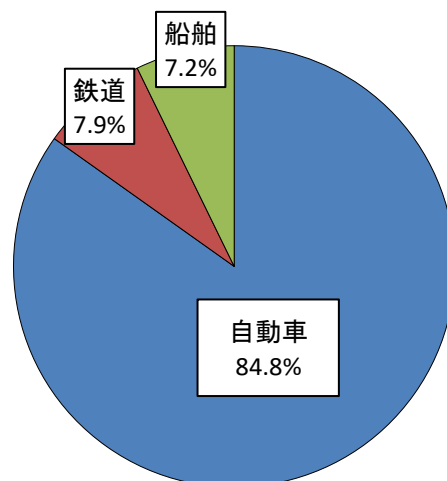


図 2-14 用途別CO₂排出量
（運輸部門・2018年度）



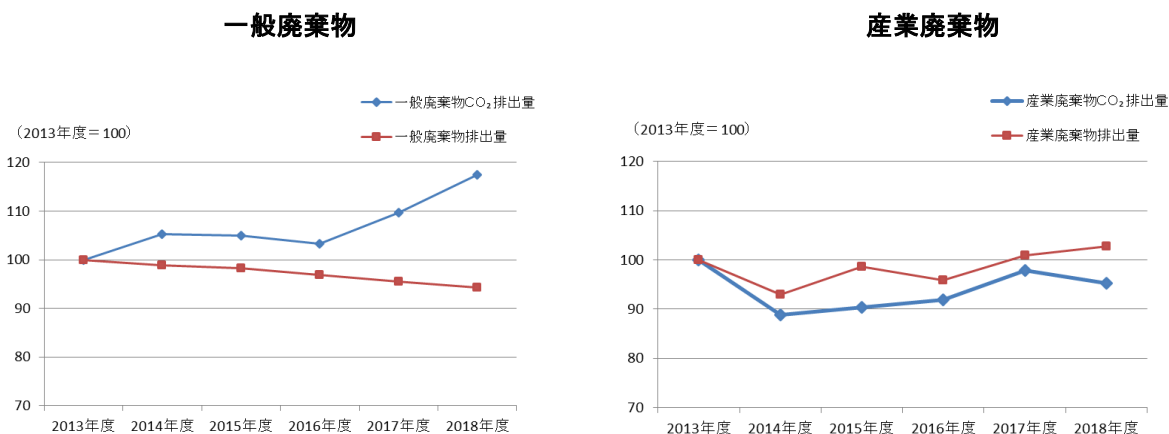
⁸ 次世代自動車 ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車

カ 廃棄物部門



- 廃棄物部門における一般廃棄物の焼却により排出されるCO₂排出量は、2013（平成25）年度以降増加傾向にあり、2018（平成30）年度は、2013（平成25）年度比で17.5%増加している一方で、廃棄物排出量は減少傾向にあります。これは、一般廃棄物中のプラスチックの比率が増加したことが大きな要因と考えられます。
- また、産業廃棄物の焼却により排出されるCO₂排出量及び廃棄物排出量は、2013（平成25）年度以降おおむね横ばいで推移しており、2018（平成30）年度のCO₂排出量は2013（平成25）年度比で4.8%減少し、廃棄物排出量は2013（平成25）年度比で2.7%増加しています。
- 国内では、2018（平成30）年6月に閣議決定した「第四次循環型社会形成推進基本計画」において、3R等の資源生産性を高める取組の更なる強化が必要とされ、特にプラスチックや食品ロス等については、一層の3Rの取組を進めていくべき分野とされました。
- 2021(令和3)年6月には、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立し、プラスチックに関する包括的な資源循環体制の強化や、あらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable)を促進するための措置が講じられることとなりました。
- 家庭から排出され焼却されているごみは、生ごみが約3割、紙が約3割、プラごみが約1割で、再生利用率の向上には、家庭における未利用食品等の食品ロスの削減や、プラごみの分別の徹底等を図る必要があります。
- 事業者から排出されるプラごみは、排出量全体の2%程度で、排出量は少ないものの、再生利用率が43%と低く、中国や東南アジア諸国での輸入規制等の状況から、今後、国内での再生利用等を推進する必要があります。

図2-15 CO₂排出量等の推移（廃棄物部門）



キ 再生可能エネルギー等の分散型電源の導入促進



- CO₂排出量を削減するためには、省エネルギー対策を充実させるとともに、エネルギー消費量当たりのCO₂排出量を削減する必要があります。
そのため、環境負荷の少ないエネルギー供給源として太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、安定した分散型電源であるガスコージェネレーションや蓄電池等の導入を促進していく必要があります。
- 太陽光発電等の再生可能エネルギーや、ガスコージェネレーション、家庭用燃料電池等の普及により、2019（令和元）年度における県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合は、18.6%となっています。
- 都市化が進んでいる本県においては、地域的偏在や設置場所の制約が少なく導入ポテンシャルが大きいこと、昼間の電力需要ピーク（最大電力）の抑制に効果的であることなどから、分散型電源の中でも太陽光発電について重点的に普及拡大を図ることが必要です。
- 2019（令和元）年度における県内の太陽光発電の導入量は約92.2万kWとなっており、2010（平成22）年度の13.1万kWに比べ、約7倍に増加していますが、2014（平成26）年度以降は、太陽光発電の新規導入量が減少していることから、固定価格買取制度（FIT）の見直し等により低下した導入マインドの回復や多額の初期費用の負担軽減に向け、更なる取組を進める必要があります。
- 大規模な太陽光発電の設置に伴う開発に当たっては、土砂災害等の自然災害や、森林伐採等の自然環境への影響等を考慮しながら、法令や条例の適切な運用により開発行為の適正化を図ることが必要です。

【コラム】熱需要の脱炭素化

現時点では、産業・業務・家庭部門の消費エネルギーの約6割は熱需要であり、脱炭素化に向けては、省エネルギー化や燃料転換などにより、更に熱を効率的に利用する必要があります。また、産業分野においては電化による対応が難しい高温域の需要もあるため、熱エネルギーを供給するガスを脱炭素化することも熱需要の脱炭素化につながっていくものと考えられます。このガスの脱炭素化の方法として注目されているのが、メタネーションという技術です。

メタネーションは、水素とCO₂から天然ガス（都市ガス）の主成分であるメタン（CH₄）を合成する技術です。この合成メタンは、CO₂フリー水素と発電所等から排出されるCO₂により製造され、利用時に排出されるCO₂と相殺されることから、CO₂フリー（カーボンニュートラル）となります。また、都市ガス導管等の既存のインフラや設備を利用できるため、ガスの脱炭素化手法として有効であるとされています。



メタネーション装置の例
出典：東京ガスプレスリリース

ク 森林等の整備・保全



- 県内の森林面積は約9万5千haで県土面積の39%を占めており、CO₂を吸収する機能のみならず、水源の涵養、山地災害の防止、生活環境の保全、野生動植物の生息・生育の場や木材等の林産物の供給などの多面的な機能を有しています。
- これまで、水源環境保全税⁹を主な財源とした水源環境保全・再生施策において、私有林の公的管理等を行ってきたことにより、下層植生の回復や土壌の保全が進むなど、深刻に進んでいた私有林の荒廃が解消されてきましたが、引き続き、森林の整備・保全を進めることが求められています。
- 木材は大気中のCO₂をストックし、再生産可能であるなど環境に優しい資材であるほか、木材の利用を進めることにより森林整備が促進され、そのことが再びCO₂の貯蔵につながるなど、木材の利用推進は多くの意義を有しています。
- 長引く林業の低迷により、県内の木材生産量は減少を続けていましたが、間伐材等の有効利用による森林整備を促進するため、県産木材の生産・加工・消費にわたる総合的な取組を進め、徐々に木材生産量が増加してきており、今後もうこうした取組を着実に推進していく必要があります。
- 2018（平成30）年5月に、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するため、森林環境税¹⁰が創設され、2019（令和元）年度から県及び市町村に森林環境譲与税として配分されています。
- 今後は、水源環境保全税と森林環境譲与税による対策を効果的に組み合わせることにより、県内すべての森林の保全・再生を図ることが必要です。

【コラム】ブルーカーボン

2009（平成21）年10月に国連環境計画（UNEP）の報告書において、藻場・浅場等の海洋生態系に取り込まれた炭素が「ブルーカーボン」と命名され、吸収源対策の新しい選択肢として提示されました。

また、ブルーカーボンを隔離・貯留する海洋生態系として、海草藻場、海藻藻場、湿地・干潟、マングローブ林が挙げられ、これらは「ブルーカーボン生態系」と呼ばれています。

国では、ブルーカーボンを吸収源対策として活用していくための技術開発等を進めており、2023（令和5）年度までに海藻藻場によるCO₂の吸収・貯留量の計測方法を確立し、国連気候変動枠組条約等への反映を目指しています。今後、藻場等の造成、再生、保全技術の開発等によりCO₂吸収量の増加が期待されます。

※ 出典：国土交通省ホームページ、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略(令和3年6月)」

⁹ 水源環境保全税 水源環境保全・再生における特別対策事業の安定的な財源を確保するため、2007（平成19）年度から適用している個人県民税の超過課税

¹⁰ 森林環境税 2024（令和6）年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税であり、市区町村において、個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円が課税される。その税収は、全額が森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与される。

ケ フロン類対策

- 2018（平成30）年度の代替フロン（HFC_s）の排出量は、264万t-CO₂と、2013（平成25）年度と比較して48.1%増加しています。
- これは、業務用冷凍空調機器、家庭用エアコン等における代替フロン（HFC_s）の使用量が増加したことが主な要因となっています。
- フロン類は大気中に放出されると、オゾン層の破壊や地球温暖化の原因（CO₂の100倍から10,000倍以上の強力な温室効果がある。）となります。
- このため、ノンフロン・低GWP（地球温暖化係数）化や、家庭用エアコン等のすでにフロン類が使われている製品からのフロン類の排出を抑制することが重要です。
- 2020（令和2）年4月には、改正フロン排出抑制法が施行され、機器廃棄時の回収率向上のため、機器廃棄時にユーザーがフロン回収を行わない違反に対する直接罰が導入されました。今後は、この法改正を踏まえたフロン対策が必要です。

コ 地球温暖化対策教育



- 脱炭素社会を実現するためには、個人の意識と行動を変えていく必要があります。地球温暖化対策は、今後、長期にわたって取り組んでいくべき課題であるため、次世代を担う青少年に向けた地球温暖化対策に関する教育が特に重要です。
- 環境学習・教育の推進に当たり、環境問題は時代に応じて変化していくことなどから、学習内容は定期的に見直し、環境分野に関する様々なテーマを取り上げるなど内容の充実を図っていく必要があります。
- 新学習指導要領において「持続可能な社会の創り手の育成」が明記されたこと等を背景に、環境問題だけでなく、環境と社会や経済との関わりについて学ぶESD（持続可能な開発のための教育）を推進し、持続可能な社会を支える人材を育成することが求められています。

(3) 主な施策

前項で記載した各分野の現状と課題を踏まえて、現行計画（平成28年10月改定）の19ページ～50ページに位置付けている施策には引き続き取り組みながら、前回改定以降、新たに実施し、継続している次の施策も合わせて取り組むことで、中期目標の達成に向けて取組を推進していきます。

ア 業務部門

○ 県内企業等への再生可能エネルギーの利用拡大

再生可能エネルギー電力を販売する小売電気事業者と利用者の両方を応援する「かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト」及びリバースオークション（せり下げ）を活用し、再生可能エネルギー電力を安価に調達する「かながわ再エネオークション」を実施しています。

また、県の率先実行を示すとともに、県内企業等への再生可能エネルギー利用促進等のため、「再エネ100宣言 RE Action」に参加を表明し、2050年までに全県有施設における再生可能エネルギー利用に向けた取組を行います。

これらの取組により、県内企業等における再生可能エネルギー電力の利用拡大を図ります。

○ 再生可能エネルギーの地産地消に向けた取組

県、企業庁及び小売電気事業者が連携し、県営電気事業の水力発電所が持っている電気の環境価値を活用して、県の環境施策を推進するとともに、再生可能エネルギーの地産地消及び県内企業のCO₂排出量の削減を推進します。

イ 家庭部門

○ 再生可能エネルギーの利用促進

近隣都県市で連携し、再生可能エネルギー電力の購入希望者を募り、スケールメリットを生かして価格の低減を図る共同購入促進事業の実施等により、家庭における再生可能エネルギー利用を促進します。

○ 再生可能エネルギーの地産地消に向けた取組

企業庁と小売電気事業者が連携し、県営電気事業の太陽光発電所等の電気を県内家庭等に供給して、再生可能エネルギーの地産地消を推進します。

○ 省エネルギーの実践活動の促進

住宅の省エネルギーリフォーム事例集の活用や、住宅の省エネルギー化に役立つ商品（省エネグッズ）を使用した、自分でできる省エネリフォームのPRなど、工務店やホームセンター等と連携しながら、家庭における実践的な取組をさらに促進します。

○ 省エネルギー性能に優れた家電製品や設備機器の普及

家庭での電気使用量が多いエアコン又は電気冷蔵庫について、省エネルギー性能に優れた家電への買替の啓発を図る取組を近隣都県市と連携して実施することで、買替をさらに促進します。

【コラム】ナッジの活用

ナッジとは、行動科学の理論に基づくアプローチ（nudge:そっと後押しする）のことで、情報発信等を通じて一人ひとりの行動変容を促進し、ライフスタイルの自発的な変革・イノベーションを創出する、対象者にとって自由度のある新たな政策手法のことをいいます。

本県の実施する施策については、こうしたナッジの考え方にに基づき、県民一人ひとりが自発的に省エネルギーにつながる選択をできるような効果的な呼びかけを実施することで、脱炭素型の行動変容を促していくことを目指します。

ウ 廃棄物部門

○ プラスチックごみの削減

「かながわプラごみゼロ宣言」に基づき、2030（令和12）年までのできるだけ早期に、リサイクルされずに捨てられるプラスチックごみゼロを目指すため、「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム」を策定し、3つの柱からなる推進方策を掲げています。具体的には、消費者や事業者等の行動変容を促すため、以下の取組を進めていきます。

- ・ レジ袋やプラ製容器などの使い捨てプラ、いわゆる「ワンウェイプラの削減」
- ・ ペットボトルをペットボトルに再生するモデル事業などを進める「プラごみの再生利用の推進」
- ・ 海岸や河川での清掃活動や、不法投棄対策などを進める「クリーン活動の拡大等」

○ 食品ロス削減に向けた取組

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず廃棄される食べ物のことです。県では、食品ロスの削減に向けて、市町村、事業者、関係団体と連携し、削減目標や具体的な取組を位置付けた、県食品ロス削減推進計画を策定します。

エ 再生可能エネルギー等の分散型電源の導入促進

○ 県内企業等への再生可能エネルギーの利用拡大（再掲）

再生可能エネルギー電力を販売する小売電気事業者と利用者の両方を応援する「かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト」及びリバースオークション（せり下げ）を活用し、再生可能エネルギー電力を安価に調達する「かながわ再エネオークション」を実施しています。

また、県の率先実行を示すとともに、県内企業等への再生可能エネルギー利用促進等のため、「再エネ100宣言 RE Action」に参加を表明し、2050年までに全県有施設における再生可能エネルギー利用に向けた取組を行います。

これらの取組により、県内企業等における再生可能エネルギー電力の利用拡大を図ります。

○ 太陽光発電の導入促進

住宅用の太陽光発電については、購入希望者を募り、スケールメリットを生かして市場価格よりも安い費用で購入できる「共同購入事業」と初期費用の負担なしで設置できる「0円ソーラー」など、事業所用の太陽光発電については、固定価格買取制度（FIT）を利用しない自家消費型（事業所用0円ソーラーを含む）を導入する経費の一部への補助等に取り組むことで、導入促進を図ります。

○ 蓄電池の導入促進

- ・ 太陽光発電とともに蓄電池の購入希望者を募り、スケールメリットを生かして市場価格よりも安い費用で購入できる「共同購入事業」等に取り組み、初期費用負担を軽減することで、導入促進を図ります。
- ・ 電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド車（PHV）と建物間で充電を行うビークル・トゥ・ホームシステム（V2H）を導入する経費の一部を補助することで、EVやPHVの蓄電池としての活用促進を図ります。

オ 森林等の整備・保全

○ 森林環境税及び森林環境譲与税を活用した取組

2019（令和元）年度から譲与が開始された森林環境譲与税の主旨を踏まえて、市町村が実施する森林整備の取組を支援し、県内の森林整備の一層の促進を目指します。

また、木材の安定供給や市町村のモデルとなるような木材利用の企画・提案など、市町村が取り組みやすい環境の整備を行います。

カ フロン類対策

○ フロン類の排出抑制

業務用エアコン・冷凍冷蔵機器からのフロン類の漏洩や廃棄時の放出を防ぐため、フロン排出抑制法に基づく報告等をもとに、立入検査を行うとともに、事業者指導を行います。また、適切な機器管理について周知啓発を図ります。

○ ノンフロン・低GWP（地球温暖化係数）化

国や民間事業者の取組について、情報提供に努めます。

キ 地球温暖化対策教育

○ 学校における環境教育の推進

次世代を担う若年層を中心に地球温暖化など気候変動問題の理解促進を図るため、気候変動に関する学習教材を作成し、県ホームページ（かながわ気候変動WEB）においてこの教材を公開することで、学校での授業やワークショップ等の活用を促し、各学校における環境教育の推進をさらに支援していきます。

【コラム】暮らしの中でCO₂を削減しましょう

モノを長く使うことは環境を守るために大切ですが、近年は技術の進化で、省エネルギー性能の高い冷蔵庫やエアコンが流通しています。省エネルギー家電への買替えは、地球温暖化対策につながるだけでなく、お財布にもやさしいのです。

中でも、冷蔵庫とエアコンを最新の省エネルギー家電に買い替えると年間のCO₂排出量を大きく減らすことができ、具体的には年間約210kg-CO₂が削減されます。例えば、神奈川県内の全世帯約420万世帯が冷蔵庫とエアコンを買い替えた場合には、88.2万t-CO₂となり、2018年度家庭部門CO₂排出量約1,083万t-CO₂の約8%に相当する量が削減されることとなります。

他にも私たちの生活の中で、ちょっとしたことに気をつけるだけで省エネルギーにつながり、地球にもお財布にもやさしい生活になります。



※照明をLEDに替えた場合

出典:「省エネ性能カタログ2017年冬版」(資源エネルギー庁)を元に神奈川県作成

省エネ効果の算出根拠 金額換算係数 電気 27円/kWh(平成26年4月公益社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会 新電力料金目安単価(税込))
CO₂排出係数 電気 0.587kgCO₂/kWh(電気事業者別排出係数平成29年度提出用「代替値」)

【コラム】 県内企業等への再生可能エネルギーの利用拡大の取組

県内企業等における再生可能エネルギー電力の利用拡大を図るため、次の取組を行っています。

○ 「かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト」

再生可能エネルギー電力を販売する小売電気事業者と利用者の両方を応援する取組です。再生可能エネルギー電力への切替えを検討している県内企業等に、自社にあった再エネ電力プランを選択いただけるよう、県ホームページにて、本プロジェクトに参加している小売電気事業者の再エネ電力プランを紹介しています。

○ 「かながわ再エネオークション」

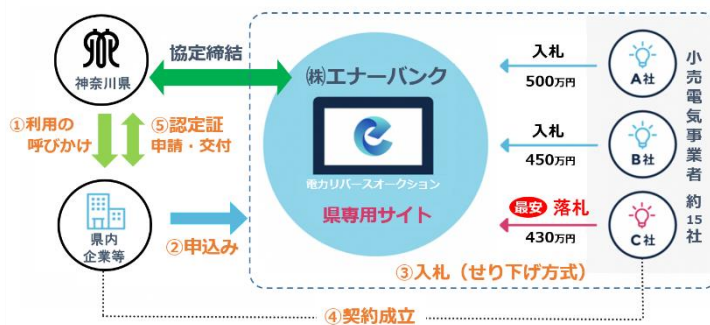
リバースオークション（せり下げ方式の入札）を活用し、再生可能エネルギー電力を安く調達する仕組みです。県ホームページにある県内企業等向け専用サイトからのお申込みにより、県と協定を締結している株式会社エナーバンクが実施するリバースオークションを利用できます。

お申込み、オークションの利用に係る費用は無料で、最終的に、小売電気事業者と契約を結ばなくても、費用は発生しません。

また、再生可能エネルギー電力に切り替えた県内企業等には、地球温暖化対策に積極的に取り組んでいる企業として、「かながわ再エネ電力利用事業者認定証」を交付し、その取組を県ホームページで公表しています。



(かながわ再エネ電力利用事業者認定証)



(かながわ再エネオークションの仕組み)

4 長期目標の達成に向けて

(1) 基本的な考え方

- 「2050年脱炭素社会の実現」に向けては、県として、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの拡大の取組を最大限進め、企業や研究機関における新たな技術開発（イノベーション）の成果の普及やネガティブエミッション¹¹等の活用についても様々な機関との連携を図りながら、県が取り組むべき施策を積極的に検討していきます。
- また、こうした取組とともに、県民一人ひとりのライフスタイルや経済・社会全体を大きく変革していかなければなりません。
- 長期目標の達成に向けては、国や県の取組の飛躍的な強化が必要ですが、当面は、「かながわ脱炭素ビジョン2050」により、県民、企業、行政が目指すべき将来像を示すとともに、今からできる行動を提示することで、各主体の行動変容等を促していきます。

(2) 「かながわ脱炭素ビジョン2050」について

- 本ビジョンは、公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）と県が共同で研究したものであり、未来のいのちを守る「2050年脱炭素社会の実現」に向けて、家庭生活を中心に脱炭素社会の将来像を示し、県民にライフスタイルの変革（脱炭素型ライフスタイルへの転換）を促し、この変革が企業等にも波及していくよう、事業活動の将来像も併せて示すことで、社会全体の変革につなげることを目的としています。
- また、この目的の達成に必要なこととして、省エネルギー対策の徹底を前提とし、次の3点を重要なキーワードとして掲げています。
 - ① **再生可能エネルギー**
化石燃料に頼らないエネルギー源であり、県内のポテンシャルを最大限活用した再生可能エネルギーの導入が望まれます。
 - ② **電化**
再生可能エネルギーの導入を進めつつ、使用するエネルギーをなるべく電力とする（電化）ことで、温室効果ガスを排出する化石燃料の使用量が大幅に削減されます。
 - ③ **デジタルトランスフォーメーション（DX）**
データとデジタル技術の活用により、製品やサービス、ビジネスモデルの自動化や効率化が図られ、省資源化及び省エネルギー化の進展が期待されます。

¹¹ ネガティブエミッション 大気中に存在するCO₂を直接的に除去する技術のこと。代表的なものとして、BECCS（Bioenergy with Carbon Capture and Strage）やDAC S（Direct Air Capture and Strage）等がある。

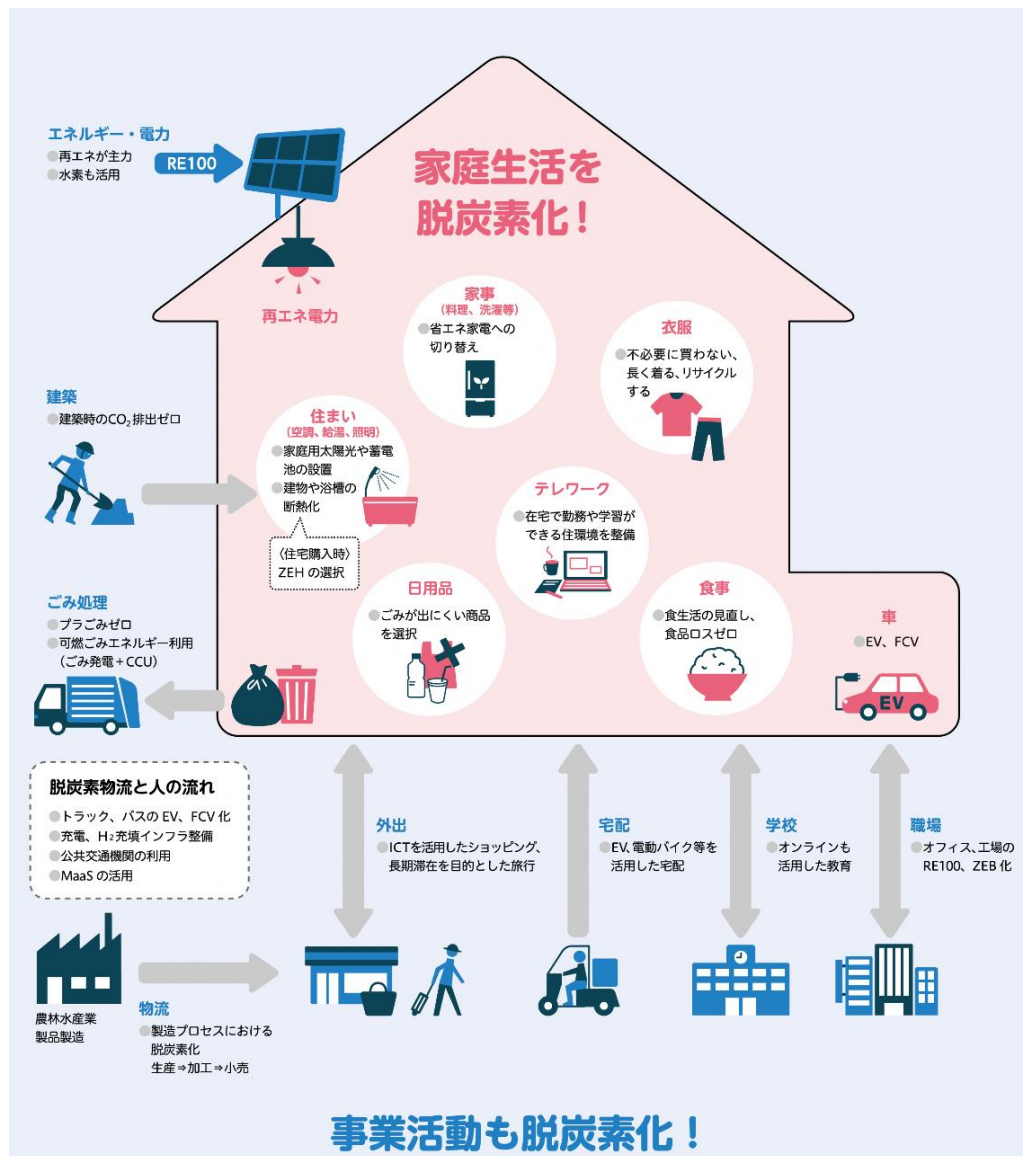


図 2-16 脱炭素型ライフスタイルのイメージ (例)

○ 3つのキーワードに基づく「2050年脱炭素社会の実現」に向けた将来像の具体例は、次のとおりです。

表 2-8 「かながわ脱炭素ビジョン2050」で示す各部門の主な将来像 (例)

部門	主な将来像 (例)
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 家の断熱性は高く、再生可能エネルギーを利用できる設備が充実している。 ➤ スマートグラス等の情報通信機器のハンズフリーのカメラ機能を利用することで、購入した食品と消費した食品が情報化される。これにより、今、冷蔵庫内にある食材を活用した調理レシピが複数提案される。 ➤ 軽い、乾きやすい、体を動かしやすい等の機能性とデザイン性の両方を備えた衣類を修理しながら長期間にわたり使用している。

業務	<ul style="list-style-type: none"> ▶ テレワーク時において、ホログラム等の技術により3D化されたテレビ電話を通じて打合せが行われている。多言語の会議も自動翻訳・通訳機能で円滑に行われている。 ▶ 量子情報通信技術の発達により、安全性の高いICT技術が構築され、オフィス外でもセキュリティが高い情報を扱うことができる。 ▶ 工場や倉庫内の多くの生産プロセスは自動化され、現場の人は、監視センターに数人いる程度となっている。
運輸	<ul style="list-style-type: none"> ▶ EVの電池は、常用時にはVPP (Virtual Power Plant)¹²としてデマンドレスポンスの機能を有し、非常時には非常用電源となっている。 ▶ 車内は運転や移動を目的とした空間ではなく、リビングルームのように快適に過ごす空間、在宅勤務で利用する仕事部屋にもなっている。 ▶ 移動する際には、人々がMaas (Mobility as a Service)¹³を利用して移動している。また、車両は自動運転となり、追従運転も可能となる。このため、時間と場所に応じて複数の車両で編成されたバスの運行も可能となる。

¹² VPP (Virtual Power Plant) 需要家側のエネルギーリソース、電力系統に直接接続されている発電設備、蓄電設備の保有者もしくは第三者が、そのエネルギーリソースを制御することで、発電所と同等の機能を提供すること。

¹³ Maas (Mobility as a Service) 地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、バス、電車、タクシーからライドシェア、シェアサイクルといったあらゆる公共交通やそれ以外の移動サービスをITにより最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスのこと。

○ また、県内の地域ごとの目指すべき将来像は次のとおりとなっています。

表 2-9 「かながわ脱炭素ビジョン2050」に示されている各地域圏の将来像

地域圏	将来像
川崎・横浜 川崎、横浜及びその周辺地域	暮らしと企業活動が融合した都市型ライフスタイルが発展しています
三浦半島 横須賀、鎌倉、逗子、三浦、葉山及びその周辺地域	自然・文化の資本を存分に生かしたサービスを首都圏に提供しています
県央 相模原、厚木、大和、海老名、座間、綾瀬、愛川、清川及びその周辺地域	ロボット産業を基盤とした新たなビジネスと街づくりが展開されています
湘南 平塚、藤沢、茅ヶ崎、秦野、伊勢原、寒川、大磯、二宮及びその周辺地域	街と自然が調和した住まいの新たなライフスタイルの発信をしています
県西 小田原、南足柄、中井、大井、松田、山北、開成、箱根、真鶴、湯河原及びその周辺地域	住民生活や観光業における食糧・エネルギー自立の向上を目指す地域となっています

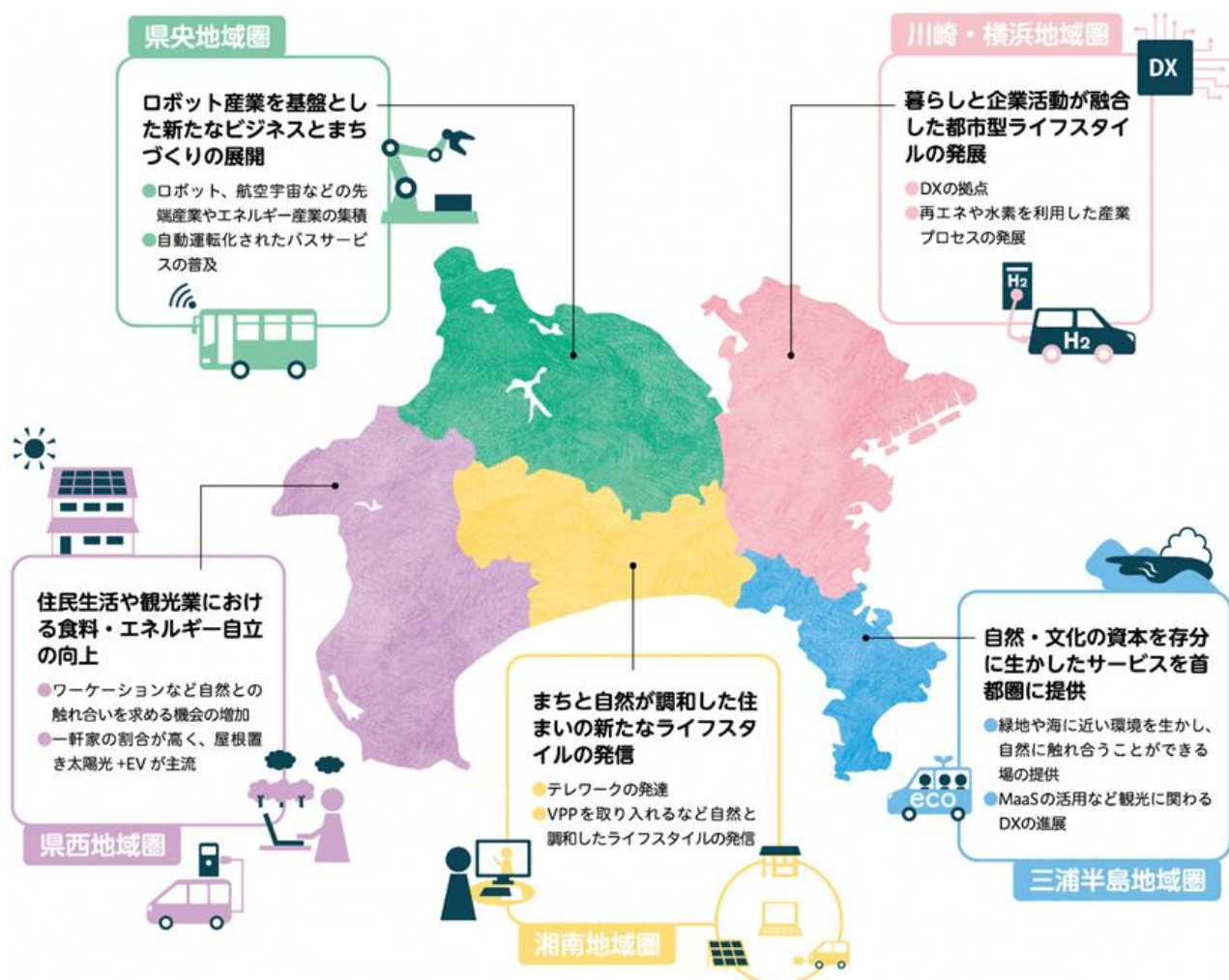


図 2-17 地域圏別の脱炭素社会における将来像

- 今回のビジョンにおいて、2050年脱炭素社会を実現するためには、徹底した省エネルギーや、再生可能エネルギーをはじめとした非化石電源¹⁴の活用など温室効果ガス排出削減の取組を進めるだけではなく、ネガティブエミッションも活用する必要があるとしています。
- また、県内で生産した再生可能エネルギー由来の電力だけでは、2050年に必要な電力量を満たすことができないとも見込んでいます。再生可能エネルギー導入のポテンシャルには地域差があることから、本県においては、県域を越えた広域的な再生可能エネルギー由来の電力を活用することも一つの選択肢であるとしています。
- なお、本ビジョンに示された県民、企業、行政の目指すべき将来像等が実現されるよう、様々な主体との対話等を通じて、県として必要な施策や支援について検討していきます。

¹⁴ 非化石電源 再生可能エネルギー、バイオマス、原子力、CCS付き火力などCO₂を排出しない電源を想定している。

第3章 適応策（地球温暖化への適応を図るための取組）

地方公共団体は、適応法に基づき、その区域における自然的・経済的・社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するよう努める必要があります。本県においても、地域特性等を踏まえて、計画的に取組を推進していきます。

なお、本章を適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」に位置付けるとともに、2019（令和元）年4月には、神奈川県環境科学センターを「神奈川県気候変動適応センター」として、同法第13条に基づく「地域気候変動適応センター」に位置付けました。

1 本県における気候変動の現状、将来予測及び影響

(1) 現状

- 横浜地方気象台の年平均気温の観測結果は、長期的に有意な上昇傾向を示しており、100年当たり1.9℃の割合で上昇しています。また、2013（平成25）年8月には、日最高気温37.4℃と統計開始以来最も高い記録を更新するなど、真夏日、猛暑日及び熱帯夜の日数は増加しています。
- 横浜地方気象台による年平均降水量の観測結果は、長期的には変化傾向が見られません。一方、全国的に、1時間降水量50mm以上の短時間強雨の発生回数は、長期的に有意な上昇傾向を示しています。

(2) 将来予測

- 「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」の「第5次評価報告書」では、2081（令和63）年から2100（令和82）年の世界の平均地上気温は、1986（昭和61）年から2005（平成17）年の平均よりも最大で4.8℃上昇し、地球温暖化の影響のリスクは、気温が上昇するにつれて高くなると予測しています。
- 「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」の「第6次評価報告書第1作業部会報告書」では、世界平均気温は、全ての排出シナリオにおいて、少なくとも今世紀半ばまでは上昇を続け、向こう数十年の間に二酸化炭素及びその他の温室効果ガスの排出が大幅に減少しない限り、21世紀中に、地球温暖化は1.5℃及び2℃を超えると予測しています。
- 県の平均気温については、「温暖化影響評価・適応政策に関する総合的研究」（環境省環境研究総合推進費S-8（2010（平成22）～2014（平成26）年））によると、21世紀末には、現状を上回る厳しい温暖化対策を取らない場合、1986（昭和61）年から2005（平成17）年の平均気温より、最大で6.4℃（3.4～6.4℃）上昇すると予測されています。
- 県の降水の状況については、「気象庁地球温暖化予測情報第9巻」（2017年）によると、年降水量や季節ごとの3か月降水量の将来変化は、ほぼ全国的に有意な変化傾向は見られません。一方で、現状を上回る厳しい温暖化対策を取らなかった場合、21世紀末には、「滝のように降る雨（1時間降水量50mm以上）」の発生回数が、約2倍に増加すると予測されています。

(3) 影響

- 国が2020（令和2）年12月に取りまとめた影響評価では、7つの分野について、現在及び将来予測される気候変動の影響を、重大性（どのような影響を与え得るのか、また、その影響の程度、可能性等）、緊急度（影響の発現時期や適応の着手・重要な意思決定が必要な時期）、確信度（情報の確からしさ）の観点から評価しています。
- 今回は、現行計画（平成28年10月改定）に掲載している、神奈川県においても特に影響が大きいと考えられる分野及び項目について、国が2020（令和2）年12月に取りまとめた影響評価結果を反映し、再度整理しました*。
※ 全体の整理結果は、資料編に記載しています。
- なお、国の影響評価結果を踏まえた本県独自の影響評価については、関係する詳細情報を収集・分析・整理した上で、今後まとめていく予定です。

凡例

- 【重大性】 ●：特に重大な影響が認められる ◆：影響が認められる -：現状では評価できない
 【緊急性】 ●：高い ▲：中程度 ■：低い -：現状では評価できない
 【確信度】 ●：高い ▲：中程度 ■：低い -：現状では評価できない

2段になっている重大性評価は、上段は地球温暖化を抑えたケース（RCP2.6）、下段は地球温暖化が最も進んだケース（RCP8.5）の評価

分野	大項目	小項目	国 気候変動影響評価報告書（2020年12月）			
			※1、2 現在の影響(○)、 将来予測される影響(□)	評価※3		
				重大性	緊急性	確信度
農業・林業・水産業	農業	水稲	○全国で気温の上昇による品質低下（白未熟粒の発生、一等米比率の低下等）等の影響が確認	●	●	●
			□温暖化が最も進んだ場合（RCP8.5）、品質に関して高温リスクを受けやすいコメの割合が増加	●		
		果樹	○近年の温暖化に起因する障害がほとんどの樹種・地域に及んでいる（カンキツでの浮皮・生理落果、ニホンナシでの発芽不良等）	●	●	●
			□ウンシュウミカン等の栽培適地の変化	●		
	病害虫・雑草	○□害虫では、気温上昇による分布の北上・拡大、発生量の増加等が報告・指摘	●	●	●	
	農業生産基盤	○少雨等による農業用水の不足や農業利水施設への影響が発生 □強雨による低標高の水田における被害リスクが増加	●	●	●	
	林業	特用林産物（きのこ類等）	○シイタケ原木栽培における病害の発生地が拡大 □シイタケ原木栽培の害虫の出現時期の早まりや発生日数が増加	●	●	▲
水産業	回遊性魚介類（魚類等の生態）	○主要水産資源（回遊性魚介類）の分布域の変化 □回遊性魚介類の分布回遊範囲及び体のサイズが変化	●	●	▲	

分野	大項目	小項目	国 気候変動影響評価報告書 (2020年12月)				
			現在の影響(○)、 将来予測される影響(□) ※1、2	評価※3			
				重大性	緊急性	確信度	
		増養殖等	○養殖業や内水面漁業における魚類・貝類のへい死 □一部の魚類・貝類で夏季の水温上昇により生産が不適になる海域が発生	●	●	▲	
水環境・水資源	水環境	沿岸域及び閉鎖性海域	○表層海水温の上昇傾向、沿岸海域のpHの酸性化傾向が報告	◆	▲	▲	
	水資源	水供給(地表水)	○無降雨・少雨が続くこと等により日本各地で渇水が発生し、給水制限が実施 □渇水の深刻化	●	●	●	
自然生態系	分布・個体群の変動		○□分布域の変化やライフサイクル等の変化	在来	●	●	●
				外来	●	●	▲
自然災害	河川	洪水	○大雨事象の発生頻度が増加傾向 □洪水を起こしうる大雨事象の増加や洪水ピーク流量・氾濫発生確率の増加や被害額の増加	●	●	●	
		内水	○大雨事象の発生頻度が増加傾向 □内水氾濫による浸水の影響を受けることが想定される人口の増加、内水災害被害額の増加	●	●	●	
	沿岸	高潮・高波	○極端な高潮位の発生 □台風の規模や経路の変化による高潮偏差の増大や高波リスクの増大	●	●	●	
		海岸侵食	□海面水位の上昇に伴う砂浜の消失	●	▲	●	
	山地	土石流・地すべり等	○多数の深層崩壊や同時多発型表層崩壊の発生、土砂・洪水氾濫のような大規模複合災害の発生 □厳しい降雨条件下における土砂・洪水氾濫の発生頻度の増加等	●	●	●	
健康	暑熱	死亡リスク	○日本全国で気温上昇による超過死亡※4の増加傾向が確認 □気温上昇により心血管疾患による死亡者数が増加、暑熱による高齢者の死亡者数が増加	●	●	●	
		熱中症	○熱中症による救急搬送人員、医療機関受診者数・熱中症死亡者数は増加傾向 □気温上昇により、特に高齢者の熱中症リスクが増加	●	●	●	
	その他	○光化学オキシダントとオゾン濃度の経年的増加傾向を示す報告が確認 □2020年代までにオゾン・PM2.5による早期死亡者数が増加するが、その後は死亡者数が減少に転じると推測	複合影響 脆弱集団 非臨床的	◆ ● ◆	▲ ● ▲	▲ ▲ ▲	

国 気候変動影響評価報告書（2020年12月）						
分野	大項目	小項目	現在の影響(○)、 将来予測される影響(□) ※1、2	評価※3		
				重大性	緊急性	確信度
都市生活	都市インフラ等	水道、交通等	○□大雨・台風・渇水等による各種インフラ・ライフラインへの影響	●	●	●
	その他	暑熱による生活への影響	○□気候変動による気温上昇にヒートアイランドの進行による気温上昇が重なることで、熱ストレスが増大	●	●	●

- ※1 表内に記載の内容は、意見具申の小項目ごとの記載から主要な箇所を一部抜粋したもので、地球温暖化との関係性について、十分な科学的根拠は未だ得られていないもの、直接関連付けて分析した研究・報告の多くないもの等も含まれていることに、注意が必要である。
- ※2 表内に記載の内容は、意見具申の記載のうち本県にも特に当てはまると考えられるものを一部抜粋したほか、本県において、影響が出ている、又は、将来影響が予測されると考えられるものを記載しており、地球温暖化との関係性について、十分な科学的根拠は未だ得られていないもの、直接関連付けて分析した研究・報告が多くのもの等も含まれていることに、注意が必要である。
- ※3 「重大性」「緊急性」「確信度」の意見具申の評価は、全国的に判断したもの
- ※4 超過死亡：直接・間接を問わずある疾患により総死亡がどの程度増加したかを示す指標

2 本県における適応策

(1) 施策の方向性

- 2020（令和2）年3月に、「神奈川県気候変動適応に関する有識者等検討会議」が取りまとめた「気候変動適応に関する施策の優先すべき分野の方向性」で示された、「農林水産分野」、「自然災害分野」、「健康分野」の3分野を優先的に取り組むに当たっては、県内における気候変動の影響に関する調査を進めながら、「効果的」かつ「効率的」に気候変動適応に取り組みます。
- 今後、進捗状況や最新の科学的知見等を踏まえて、必要に応じて施策の見直しを行います。

(2) 主な施策

現行計画（平成28年10月改定）の56ページ～63ページに位置付けている施策には引き続き取り組みながら、前回改定以降、新たに実施し、継続している次の施策も合わせて取り組みます。

ア 農林水産分野

○ 農林水産分野に係る気候変動影響調査の実施

県内において比較的生産量等が大きく、現在気候変動の影響を受けている又は将来にわたって気候変動の影響を受けるおそれのある品目について、関係する試験研究機関と連携し、将来の気温上昇等による影響を調査します。調査結果は広く公表し、適応策の推進に役立てていきます。

○ 「磯焼け」による定着性水産生物（海藻や貝類等）の変化への対策

海水温の上昇に対応するため、比較的暖かい海に生息するクマエビ等の暖海性魚介類の増養殖技術の開発や、「磯焼け」の対策として、アイゴやムラサキウニといった食害の原因生物について、防除策を検討するとともに食用への活用を研究します。

【コラム】キャベツウニの現在は

磯焼けの原因生物であるムラサキウニを、被害軽減のために駆除する際に、海藻以外の餌で短期間養殖して有効利用する取組が「キャベツウニ」です。県内では、小田原市や逗子市の漁協が地元スーパーから餌となるキャベツの外葉の提供を受け養殖を行うなど、地域で連携した取組が進んでいます。また、全国にもその取組が広がり、ウニがアスパラガスやブロッコリー、ミカンなど地域の特色ある野菜で育てられ、販売につながっています。

水産技術センターでは、キャベツウニの養殖技術開発を進めていますが、ムラサキウニの生理生態の特徴として、温度変化、酸欠、日光に弱いこと、水流が必要であることが分かってきました。また、ウニは可食部である生殖巣の色合いで評価されますが、これをきれいな黄色にするために必要な栄養素も分かってきました。その他、ウニの殻を使った工芸品やカルシウム剤、肥料など、ウニの全てを利用し、SDGsを推進する研究を進めています。



(キャベツを食べるムラサキウニ)



(身入りしたキャベツウニ)

イ 自然災害分野

○ 適応策検討に向けた調査（潜在的ニーズ調査）の実施

気候変動に伴う自然災害による影響を中心に、地域の関係者（住民、行政、事業者等）に対してヒアリングを実施し、得られた情報を分析・整理することで、県内各地域の気候変動による影響について、潜在的なニーズや課題等の把握を行います。調査結果は、県における適応策検討の参考とするほか、気候変動に関する効果的な情報発信に役立てていきます。

ウ 健康分野

○ 暑熱に係る県民参加型調査の実施

気候変動影響である「暑熱」に係る暑さ指数について正しい知識を身に付けるとともに、気候変動を「自分事」として捉えるきっかけ作りを目的として、県民参加による暑さ指数の一定測定を行います。調査により得られたデータは、広く一般に公開するとともに、熱中症対策等の検討に活用します。

エ その他（情報収集等）

○ 学校における環境教育の推進（再掲）

次世代を担う若年層を中心に気候変動問題の理解促進を図るため、気候変動に関する学習教材を作成し、県ホームページ（かながわ気候変動WEB）においてこの教材を公開することで、学校での授業やワークショップ等の活用を促し、各学校における環境教育の推進をさらに支援していきます。

○ 気候変動に関する情報収集・発信

気候変動に関する情報（気象データ、熱中症や農業への影響等）及び気候変動適応に関する情報（県、他自治体、事業者等の取組事例）を収集、整理し、県民や事業者等に提供します。

【コラム】神奈川県水防災戦略

県では、「かながわ気候非常事態宣言」における基本的な柱の1つである、「今のいのちを守るため、風水害対策等の強化」に対応する取組として、2020（令和2）年2月に「神奈川県水防災戦略」を策定しました。

この「水防災戦略」では、近年の台風などによる大規模な水害における課題や教訓を踏まえ、風水害への対応力を強化するため、ハード・ソフト両面から、計画的、重点的に対策を推進することとしています。

(1) 緊急に実施することで被害を最小化するハード対策 ～ すぐ調べ、すぐ対応 ～

早急な対応が必要な箇所等に対して、危険箇所の解消を図る事業

- 河川の改修・修繕等
- 県営水道施設の災害対応力の強化 等

(2) 中長期的な視点で取組を加速させるハード対策 ～ 加速し、強化する ～

中長期的な視点で取り組む事業のうち、減災、強靱化の効果が早期に期待できる事業について、充実強化、事業の前倒し等を図る事業

- 遊水地や流路のボトルネック箇所等の整備
- 海岸保全施設等の整備
- 治山施設・林道施設の長寿命化・強靱化
- 農業水利施設等の整備・強靱化
- 県有緑地の防災対策の強化 等

(3) 災害対応力の充実強化に向けたソフト対策 ～ しっかり備える ～

市町村が行う避難対策等への支援や、情報受伝達機能の強化等を図る事業

- 令和元年の台風被害を踏まえ風水害対策等の取組を行う市町村に対する支援
- 防災行政通信網の再整備 等

第4章 計画の推進

1 計画の見直し

- 今回の見直しでは、2030（令和12）年度における本県の中期目標の達成に向けた取組や「2050年脱炭素社会」が実現した際の社会のイメージ等を可能な限り反映していますが、逼迫する新型コロナウイルス感染症への対応等を図るため、最小限の見直しとしました。
- 一方、国は、2021年（令和3）年5月に温対法を改正し、地方公共団体の実行計画に、再生可能エネルギーの利用の促進等に関する施策目標を設定することを義務付けました。
- また、「地球温暖化対策計画」において、地球温暖化対策の推進に関する基本的方向、新たな2030（令和12）年の削減目標の設定、削減目標達成に向けた施策の見直し等を行いました。
- こうした温対法の改正や国の「地球温暖化対策計画」改定への対応等については、新型コロナウイルス感染症の状況や国の動向など社会状況の変化も踏まえ、令和5年度以降を目途に全面的な見直しを行う予定としています。
- 全面的な見直しに当たっては、本県の地球温暖化対策がより実効性あるものとなるよう、緩和策及び適応策の一層の強化に向けた検討を引き続き進めるとともに、温対法の改正を踏まえ、各部門や施策ごとの目標等の検討や中期目標の精査を行っていきます。
- また、施策等の検討に当たっては、県内市町村のみならず、他の都道府県等との連携・協力を深化させ、協調的かつ効果的に施策を実施する手法についても、併せて検討します。
- なお、全面的な見直しを待つことなく、実施可能な施策については、着実に取り組んでいきます。

資 料 編

1 地球温暖化対策に関する主な動向

年	世界	日本	神奈川県
1992 (平成4)	○「気候変動に関する国際連 合枠組条約」採択		
1997 (平成9)	○「COP3」開催 「京都議定書」採択 先進国全体で1990年比 5%減以上 (日本は6%減)		
1998 (平成10)		○「地球温暖化対策の推進に 関する法律」公布	
2003 (平成15)			○「神奈川県地球温暖化対策 地域推進計画」策定
2005 (平成17)	○「京都議定書」発効	○「京都議定書目標達成計 画」閣議決定	
2006 (平成18)			○「神奈川県地球温暖化対策 地域推進計画」改訂 【削減目標】 2010年に1990年の水準ま で削減
2008 (平成20)		○「改定京都議定書目標達成 計画」閣議決定	
2009 (平成21)			○「神奈川県地球温暖化対策 推進条例」公布
2010 (平成22)		○2020年に向けた削減目標を 条約事務局に提出 1990年比25%減	○「神奈川県地球温暖化対策 計画」策定 【削減目標】 2020年に1990年比25%減
2011 (平成23)		東日本大震災	
2012 (平成24)		○「第四次環境基本計画」閣 議決定 長期的な目標として2050年 までに80%の温室効果ガス の削減を目指す	
2013 (平成25)		○2020年に向けた削減目標の 修正を条約事務局に提出 2005年比3.8%減	○「神奈川県再生可能エネル ギーの導入等の促進に関す る条例」公布
2014 (平成26)	○IPCC「第5次評価報告 書」公表		○「かながわスマートエネル ギー計画」策定
2015 (平成27)	○「COP21」開催 「パリ協定」採択	○「日本の約束草案」(2030 年度温室効果ガス排出削減 目標)を条約事務局に提出 2013年度比26.0%減 ○「気候変動の影響への適応 計画」閣議決定	

年	世界	日本	神奈川県
2016 (平成28)	○「パリ協定」発効	○「地球温暖化対策計画」閣議決定 ○「パリ協定」批准	○「神奈川県地球温暖化対策計画」改定 【削減目標】 2030年度に2013年度比27%減
2018 (平成30)	○IPCC「1.5℃特別報告書」公表	○「気候変動適応法」公布 ○「気候変動適応計画」閣議決定	
2019 (令和元)			○「神奈川県地球温暖化対策計画」を「気候変動適応法」第12条に基づく地域気候変動適応計画として位置付け ○神奈川県環境科学センターを「気候変動適応法」第13条に基づく「地域気候変動適応センター」に位置付け ○「2050年の脱炭素社会の実現」を表明
新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大			
2020 (令和2)	○「COP26」開催延期 新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を受け翌年に延期	○日本のNDC（国が決定する貢献）を条約事務局に提出 削減目標は据え置き、「次回のパリ協定上の5年ごとの提出期限を待つことなく」削減目標の再検討を実施 ○菅元総理が所信表明演説において、2050年までに脱炭素社会を実現することを表明	○「かながわ気候非常事態宣言」発表
2021 (令和3)	○「気候サミット」開催 菅元総理が「2030年度に、2013年度比46%減、さらに、50%の高みに挑戦」することを表明 ○「COP26」開催 パリ協定の努力目標達成に向けて野心的な気候変動対策を締約国に求める決定文書が採択された	○「地球温暖化対策の推進に関する法律」一部改正 2050年カーボンニュートラルを基本理念として位置づけ ○「地球温暖化対策計画」改定 【削減目標】 2030年度に2013年度比46%削減 ○日本のNDC（国が決定する貢献）を条約事務局に提出 「2030年度に、2013年度比46%減を目指し、さらに50%の高みに挑戦を続けていく」	○IGESと共同研究した「かながわ脱炭素ビジョン2050」を発表 ○「神奈川県地球温暖化対策推進条例」一部改正 2050年カーボンニュートラルを基本理念として位置づけ

2 気候変動（地球温暖化）の影響

2020（令和2）年12月に国が実施した気候変動影響評価の結果（全体概要）は、以下のとおりです。

凡例		
【重大性】 ●：特に重大な影響が認められる	◆：影響が認められる	—：現状では評価できない
【緊急性】 ●：高い	▲：中程度	■：低い
【確信度】 ●：高い	▲：中程度	■：低い
—：現状では評価できない		
2段になっている重大性評価は、上段は地球温暖化を抑えたケース（RCP2.6）、下段は地球温暖化が最も進んだケース（RCP8.5）の評価		

分野	大項目	小項目	国 気候変動影響評価報告書（2020（令和2）年12月）			
			現在の影響(○)、 将来予測される影響(□)	評価 ^{※3}		
				重大性	緊急性	確信度
農業・林業・水産業	農業	水稲	○全国で気温の上昇による品質低下（白未熟粒の発生、一等米比率の低下等）等の影響が確認	●	●	●
			□温暖化が最も進んだ場合（RCP8.5）、品質に関して高温リスクを受けやすいコメの割合が増加	●	●	●
		野菜等	○露地野菜（キャベツ、ダイコン、スイカ等）：収穫期の早期化、生育障害の発生頻度の増加等	◆	●	▲
			□葉菜類（キャベツ、レタス等）：生育早期化、栽培成立地域の北上、CO ₂ 濃度上昇による重さの増加	◆	●	▲
		果樹	○近年の温暖化に起因する障害がほとんどの樹種・地域に及んでいる（カンキツでの浮皮・生理落果、ニホンナシでの発芽不良等）	●	●	●
			□ウンシュウミカン等の栽培適地の変化	●	●	●
		麦、大豆、飼料作物等	○茶：二番茶・三番茶の生育抑制、冬芽の再萌芽・一番茶萌芽の遅延等の生育障害	●	▲	▲
		□茶：凍霜害発生リスク増加	●	▲	▲	
畜産	○暑熱ストレスによる影響（生育の悪化、肉質の低下、乳量・乳成分の低下、採卵数や卵の質の低下等）	●	●	▲		
□乳用牛、肥育去勢豚、肉用鶏の成長への影響拡大	●	●	▲			
病虫害・雑草	○□害虫では、気温上昇による分布の北上・拡大、発生量の増加等が報告・指摘	●	●	●		
農業生産基盤	○少雨等による農業用水の不足や農業利水施設への影響が発生	●	●	●		
□強雨による低標高の水田における被害リスクが増加	●	●	●			
食料需給	○主要穀物（小麦、大豆、トウモロコシ、コメ）を中心に、世界各地で気候変動による収量減少、社会・経済に影響波及	◆	▲	●		
□世界全体で、コメ、小麦、大豆、トウモロコシの収量減少	◆	▲	●			

分野	大項目	小項目	国 気候変動影響評価報告書（2020（令和2）年12月）			
			現在の影響(○)、 将来予測される影響(□)	評価 ^{※3}		
				重大性	緊急性	確信度
林業	木材生産（人工林等）	○スギの衰退 □スギ人工林の脆弱性増加	●	●	▲	
		○シイタケ原木栽培における病害の発生地 が拡大 □シイタケ原木栽培の害虫の出現時期の早 まりや発生回数の増加	●	●	▲	
	水産業	回遊性魚介類（魚 類等の生態）	○主要水産資源（回遊性魚介類）の分布域 の変化 □回遊性魚介類の分布回遊範囲及び体のサ イズが変化	●	●	▲
		増養殖等	○養殖業や内水面漁業における魚類・貝類 のへい死 □一部の魚類・貝類で夏季の水温上昇によ り生産が不適になる海域が発生	●	●	▲
		沿岸域・内水面漁 場環境等	○藻場の減少や構成種の変化（水温上昇や 藻食性魚類等の摂食活動による影響） □藻場を構成する藻類種・現存量の変化、 アワビなど磯根資源の漁獲量減少	● ●	●	▲
	水環境・水資源	水環境	湖沼・ダム湖	○全国的に水温が上昇傾向 □富栄養湖に分類されるダムが増加（特に 東日本で増加数大）	◆ ●	▲
河川			○全国的に水温が上昇傾向 □水温上昇	◆	▲	■
沿岸域及び閉鎖性 海域			○表層海水温の上昇傾向、沿岸海域のpHの 酸性化傾向が報告	◆	▲	▲
水資源		水供給（地表水）	○無降雨・少雨が続くこと等により日本各 地で渇水が発生し、給水制限が実施 □渇水の深刻化	●	●	●
		水供給（地下水）	○高波発生による飲用井戸水への海水流入 □海面水位上昇による地下水の塩水化	●	▲	▲
		水需要	○気温上昇による水使用量増加 □飲料水、農業用水等の需要増加	◆	▲	▲
自然生態系 ^{※5}	陸域 生態系	高山・亜高山帯	—	●	●	▲
		自然林・二次林	○落葉広葉樹が常緑広葉樹に置換 □CO ₂ 濃度上昇による樹木の生理過程（光 合成速度、気候反応等）への影響	◆ ●	●	●
		里地・里山生態系	○モウソウチク・マダケの分布が拡大 □モウソウチク・マダケの分布適域拡大	◆	●	■
		人工林	○水ストレスの増大によるスギ林の衰退 □スギ人工林の年間蒸散量増加による脆弱 性増加	●	●	▲
		野生鳥獣の影響	○ニホンジカやイノシシの分布拡大 □ニホンジカの生息適地拡大	●	●	■
		物質収支	○森林土壌からの二酸化炭素（CO ₂ ）と一 酸化二窒素（N ₂ O）の放出、メタン （CH ₄ ）の吸収の増加 □森林土壌の含水量低下・表層土壌の乾燥化進行 →細粒土砂の流出と濁度回復の長期化 →降雨流出応答の短期化	●	▲	▲

分野	大項目	小項目	国 気候変動影響評価報告書（2020（令和2）年12月）				
			現在の影響(○)、 将来予測される影響(□)	評価 ^{※3}			
				重大性	緊急性	確信度	
生態系	淡水生態系	湖沼	○水草の種構成の変化 □アオコを形成する植物プランクトンが増加し、水質が悪化	●	▲	■	
		河川	○魚類の繁殖時期の早期化・長期化 □大規模な洪水頻度増加による濁度成分の河床環境への影響、魚類・底生生物・付着藻類等への影響	●	▲	■	
		湿原	○湿度低下・蒸発散量の増加・積雪深の減少等による乾燥化 □降水量の変化や地下水位の低下により、雨水滋養型の高層湿原の植物群落に影響	●	▲	■	
	沿岸生態系	亜熱帯	—	●	●	●	
		温帯・亜寒帯	○低温性の種から高温性の種への遷移が進行 □藻場生態系の劣化、熱帯性サンゴ礁生態系への移行	●	●	▲	
	海洋生態系	海洋生態系	○植物プランクトンの現存量と一次生産量の減少 □日本周辺の海洋保護区について、気候変動に対する脆弱性が示唆	●	▲	■	
	その他	生物季節	○植物の開花の始まりや動物の初鳴きの始まり □ソメイヨシノの開花日の早期化	◆	●	●	
		分布・個体群の変動	○□分布域の変化やライフサイクル等の変化	在来	●	●	●
				外来	●	●	▲
	生態系サービス	—	□生態系サービスへの気候変動による影響予測を行った研究の約60%が負の影響を予測	●	—	—	
自然災害	河川	洪水	○大雨事象の発生頻度が増加傾向 □洪水を起こしうる大雨事象の増加や洪水ピーク流量・氾濫発生確率の増加や被害額の増加	●	●	●	
		内水	○大雨事象の発生頻度が増加傾向 □内水氾濫による浸水の影響を受けることが想定される人口の増加、内水災害被害額の増加	●	●	●	
	沿岸	海面水位の上昇	○日本周辺の海面水位が上昇傾向 □平均海面水位の上昇	●	▲	●	
		高潮・高波	○極端な高潮位の発生 □台風の規模や経路の変化による高潮偏差の増大や高波リスクの増大	●	●	●	
		海岸侵食	□海面水位の上昇に伴う砂浜の消失	●	▲	●	
	山地	土石流・地すべり等	○多数の深層崩壊や同時多発型表層崩壊の発生、土砂・洪水氾濫のような大規模複合災害の発生 □厳しい降雨条件下における土砂・洪水氾濫の発生頻度の増加等	●	●	●	

分野	大項目	小項目	国 気候変動影響評価報告書（2020（令和2）年12月）				
			現在の影響(○)、 将来予測される影響(□)	評価 ^{※3}			
				重大性	緊急性	確信度	
	その他	強風等	○台風の最大強度の空間位置の変化や進行方向の変化に影響 □強風や強い熱帯低気圧の割合が増加	●	●	▲	
	複合的な災害影響	—	○令和元年東日本台風：豪雨に伴う河床の上昇・流木の堆積等により、土砂・洪水氾濫発生 □極端な大雨が表層崩壊や土石流をもたらす、これによる河床上昇に伴い、土砂・洪水氾濫、流木量が増加	—	—	—	
健康	冬季の温暖化	冬季死亡率	○低温による死亡者数・死亡率が増加傾向（特に高齢者） □低温関連死亡の割合減少（高齢者人口増加のため、低温関連死亡数自体は増加）	◆	▲	▲	
	暑熱	死亡リスク	○日本全国で気温上昇による超過死亡 ^{※4} の増加傾向が確認 □気温上昇により心血管疾患による死亡者数が増加、暑熱による高齢者の死亡者数が増加	●	●	●	
		熱中症	○熱中症による救急搬送人員、医療機関受診者数・熱中症死亡者数が増加傾向 □気温上昇により、特に高齢者の熱中症リスクが増加	●	●	●	
	感染症	水系・食品媒介性感染症	○夏季に海産魚介類に付着する腸炎ビブリオ菌数が増加傾向 □水系感染症の発生数増加	◆	▲	▲	
		節足動物媒介感染症	○蚊媒介感染症の国内への輸入感染症例が増加傾向 □ヒトスジシマカやアカイエカの活動期間が長期化	●	●	▲	
		その他の感染症	○インフルエンザ、手足口病、水痘、結核といった感染症の発生の季節性が変化 □気候変動に伴う様々な感染症類の季節性の変化、発生リスクの変化	◆	■	■	
	その他		○光化学オキシダントとオゾン濃度の経年的増加傾向を示す報告が確認 □2020年代までにオゾン・PM2.5による早期死亡者数が増加するが、その後は死亡者数が減少に転じると推測	複合影響	◆	▲	▲
				脆弱集団	●	●	▲
				非臨床的	◆	▲	▲
	産業・経済活動	製造業・食品製造業	製造業	○気候変動の影響を事業活動へのリスク要因とみる一方で機会要因とみる企業が多い	◆	■	■
食品製造業			□海面上昇により、東京湾周辺で多額の損失が発生	●	▲	▲	
エネルギー		エネルギー需給	○猛暑により事前の想定を上回る電力需要を記録 □気温の上昇により、エネルギー消費に影響	◆	■	▲	
商業・小売業		商業	○飲料やエアコンの販売数と気温上昇との間に関係あり	◆	■	■	

分野	大項目	小項目	国 気候変動影響評価報告書（2020（令和2）年12月）			
			現在の影響(○)、 将来予測される影響(□)	評価 ^{※3}		
				重大性	緊急性	確信度
		小売業	□アパレル業界では、季節性を有する製品の売上、販売計画に影響	◆	▲	▲
	金融・保険		○自然災害とそれに伴う損害保険の支払額が増加 □自然災害とそれに伴う保険損害の増加により、保険金支払額・再保険料が増加	●	▲	▲
	観光業	レジャー	□気温の上昇等により観光快適度が夏季に低下、春季や秋～冬季に上昇	◆	▲	●
		自然資源を活用したレジャー業		●	▲	●
	建設業		○コンクリートの質を維持するための暑中コンクリート工事の適用期間が長期化 □建築物の空調熱負荷が増加	●	●	■
	医療		○医療機関において、洪水による浸水被害発生	◆	▲	■
	その他	海外影響等	○海外の穀物生産地で生じた干ばつにより、国内の食料価格が上昇 □世界全体で作物生産量が変動し、価格に影響	◆	■	▲
その他		—	—	—	—	
国民生活・都市生活	都市インフラ、ライフライン等	水道、交通等	○□大雨・台風・渇水等による各種インフラ・ライフラインへの影響	●	●	●
	文化・歴史等を感じる暮らし	生物季節、伝統行事・地場産業等	○サクラ、イチョウ、セミ、野鳥等の動植物の生物季節が変化 □サクラの開花から満開までに必要な日数が短縮 →花見ができる日数が減少	生物季節 ◆	●	●
			伝統、地場	—	●	▲
その他	暑熱による生活への影響	○□気候変動による気温上昇にヒートアイランドの進行による気温上昇が重なることで、熱ストレスが増大	●	●	●	

※1 表内に記載の内容は、意見具申の小項目ごとの記載から主要な箇所を一部抜粋したもので、地球温暖化との関係性について、十分な科学的根拠は未だ得られていないもの、直接関連付けて分析した研究・報告の多くないもの等も含まれていることに、注意が必要である。

※2 表内に記載の内容は、意見具申の記載のうち本県にも特に当てはまると考えられるものを一部抜粋したほか、本県において、影響が出ている、又は、将来影響が予測されると考えられるものを記載しており、地球温暖化との関係性について、十分な科学的根拠は未だ得られていないもの、直接関連付けて分析した研究・報告が多くないもの等も含まれていることに、注意が必要である。

また、本県における影響が不明と思われる項目については、「—」を記載している。

※3 「重大性」「緊急性」「確信度」の意見具申の評価は、全国的に判断したもの

※4 超過死亡：直接・間接を問わずある疾患により総死亡がどの程度増加したかを示す指標

3 神奈川県地球温暖化対策計画 これまでの進捗状況

温室効果ガス排出量と施策の実施状況を把握することで、これまで（2013(平成25)年度～2020(令和2)年度）の進捗状況を検証します。

(1) これまでの進捗状況

- 施策はおおむね順調に実施されていますが、2018(平成30)年度の県内の温室効果ガス排出量は7,161万t-CO₂で、2013（平成25）年度と比べて10.6%減少しています。今後温室効果ガスを大幅に削減していくためには、より一層の対策を実施していく必要があります。

(2) 温室効果ガス排出量の状況

- 神奈川県内の温室効果ガス排出量は、1990（平成2）年度から2013（平成25）年度まで増減を繰り返していましたが、2013（平成25）年度をピークに減少傾向にあります。

図1 温室効果ガス排出量の推移

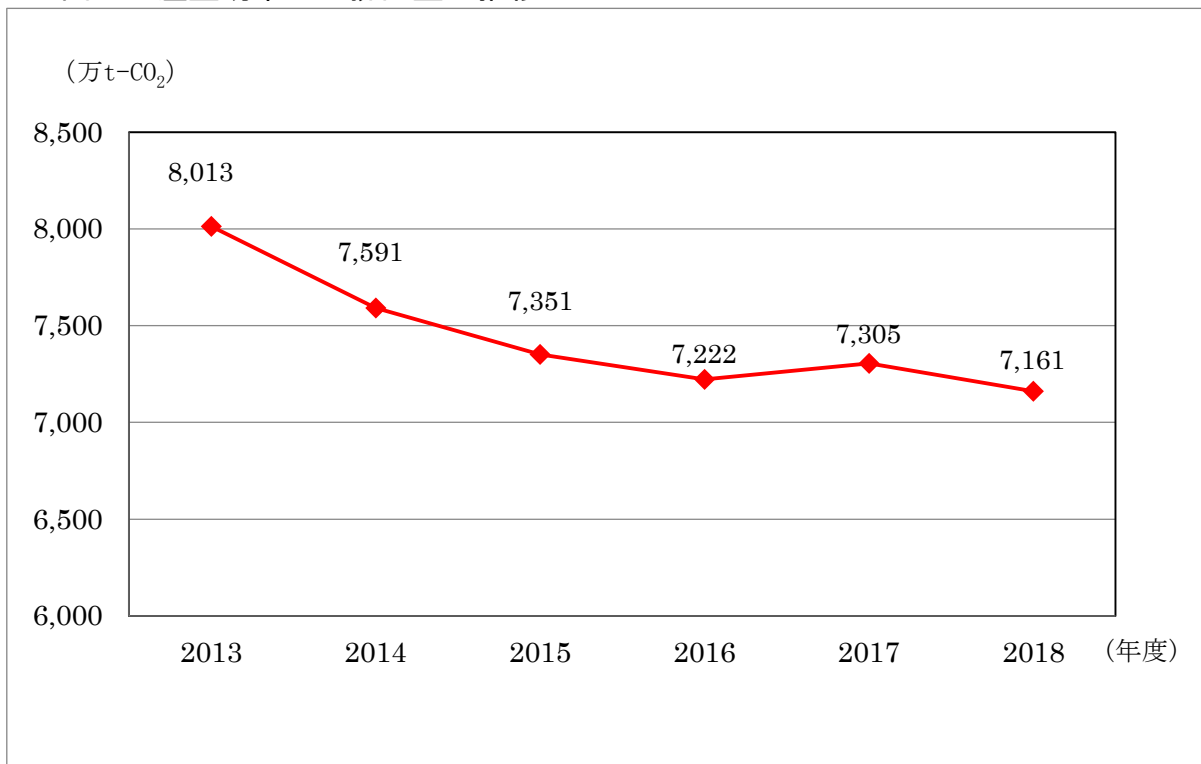


表1 電力のCO₂排出係数*の推移

(東京電力エナジーパートナー株式会社ホームページを基に県が作成)

(単位：kg-CO₂/kWh)

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
排出係数	0.531	0.505	0.5	0.486	0.475	0.468

* 販売電力量当たりの発電に伴い排出されるCO₂の量を示す係数。

(3) 施策の実施状況

- 計画に位置付けた施策を着実に実施した結果、県が特に力を入れて取り組んでいく必要がある重点的な取組に掲げた事業目標の進捗状況は以下のとおりです。
- なお、この事業目標については、数値目標の設定期間が 2020（令和 2）年度で終了することから、2023（令和 5）年度以降に予定している計画見直しまでの暫定対応として、実施期間を2022（令和 4）年度まで延長しています。

【重点的な取組における事業目標に対する進捗状況】

事業目標	進捗状況
部門別のCO ₂ 削減対策	
産業部門	
事業活動における対策	
産業部門における事業活動温暖化対策計画書制度の対象となる大規模排出事業者からの排出量の削減に向けて、神奈川県（横浜市、川崎市を除く）の「事業活動温暖化対策計画書」の計画期間が終了した大規模排出事業者のうち、CO ₂ 排出量の削減目標を達成した事業者の割合を2022（令和 4）年度に74%を目指します。	2019（令和元）年度：55.9%
業務部門	
建築物の省エネルギー化	
業務部門における床面積当たりのエネルギー使用量を削減するため、建築物温暖化対策計画書を提出する建築主に、新築や増改築の際に建物の断熱化や高効率な設備機器の導入を行うよう促すことで、2022（令和 4）年度にCASBEE（建築物環境総合性能評価システム）による評価について★4つ以上の評価の割合30%を目指します。	2020（令和 2）年度：21.4%
家庭部門	
低炭素型のライフスタイルの促進	
家庭部門における取組は、個人の意識と行動を変えることが課題であることから、県民の地球温暖化問題に関する意識を高め、一人ひとりのライフスタイルの転換を促すきっかけとするため、2022（令和 4）年度にマイエコ10（てん）宣言の宣言者数（個人累計）341,000人を目指します。	2020（令和 2）年度：283,809人
住宅の省エネルギー化	
今後も世帯数の増加が見込まれ、住宅における省エネルギー対策が重要なことから、年間の一次エネルギー消費量がゼロとなるZEHについて、2022（令和 4）年度にZEHの導入件数（累計）65,000件を目指します。	2020（令和 2）年度：12,130件
運輸部門	
環境負荷の少ない自動車等の利用促進	
運輸部門からのCO ₂ 排出量の約8割を占める自動車からの排出量削減に向けて、2022（令和 4）年度に乗用車に占める次世代自動	2019（令和元）年度：22.3%

事業目標	進捗状況
車の割合30%を目指します。	
再生可能エネルギー等の分散型電源の導入促進	
再生可能エネルギー等の導入加速化	
安定した分散型電源の導入拡大	
<p>環境負荷の少ないエネルギー供給源である再生可能エネルギーの導入をさらに加速化させ、分散型電源を再生可能エネルギー等と併せて活用することで、エネルギーの安定供給に貢献するほか、エネルギー効率が高く温暖化対策につながることから、「再生可能エネルギー等の導入加速化」と「安定した分散型電源の導入拡大」を重点施策とし、2022（令和4）年度に県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合25%以上を目指します。</p>	2019（令和元）年度：18.6%
その他ガス対策	
フロン類対策	
フロン排出抑制法等の適正運用の推進	
<p>代替フロン（HFCs）は高い温室効果を持っており、製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策が必要なため、2022（令和4）年度に代替フロン（HFCs）の排出量の2013（平成25）年度比削減率13%を目指します。</p>	2013（平成25）年度比 +48.1%（2018（平成30）年度）
温暖化対策を支える取組	
地球温暖化対策教育	
学校教育における環境教育の推進	
<p>温暖化対策は長期にわたって取り組んでいくべき課題であり、次世代を担う青少年に向けた温暖化対策に関する教育が特に重要であることから、2022（令和4）年度にNPO・企業との連携による環境・エネルギー学校派遣事業の受講者数（累計）42,000人を目指します。</p>	2020（令和2）年度：34,146人

4 2019（令和元）年度の県内の温室効果ガス排出量（速報値）推計結果

【温室効果ガス排出量】

- 2019（令和元）年度の温室効果ガス排出量は、7,002万t-CO₂で、前年度（2018（平成30）年度確定値。以下同じ。）と比べると、2.2%減少しています。また、2013（平成25）年度の排出量と比べると12.6%減少しています。

表2 県内の温室効果ガス排出量の推移（単位：万t-CO₂）

区分	2013年度	2018年度（確定値）		2019年度（速報値）		
		排出量	排出量	増減率（%） 対2013年度	排出量	増減率（%） 対2013年度 対前年度
温室効果ガス						
二酸化炭素	7,732	6,800	△ 12.1	6,622	△ 14.4	△ 2.6
その他ガス*	281	361	28.4	379	34.8	5.0
合 計	8,013	7,161	△ 10.6	7,002	△ 12.6	△ 2.2

※ 二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）

【二酸化炭素（CO₂）排出量】

- 温室効果ガスのうち94.6%を占める二酸化炭素の排出量は6,622万t-CO₂で、前年度と比べると2.6%減少しています。また、2013（平成25）年度と比べると14.4%減少しています。
- 排出量を県民1人当たりで換算すると7.20t-CO₂で、前年度に比べて2.8%（0.21t-CO₂）減少し、2013（平成25）年度と比較すると15.5%（1.32t-CO₂）減少しています。
- 2019（令和元）年度の排出量の部門別構成比は、産業部門（34.1%）が大きく、次いで業務部門（18.7%）、家庭部門（16.8%）の順になっています。
- 2013（平成25）年度の排出量と比較すると、業務部門（△24.8%）、産業部門（△15.9%）、家庭部門（△11.4%）、運輸部門（△11.0%）、廃棄物部門（△5.5%）、エネルギー転換部門（△0.6%）と全部門で減少しています。

表3 県内の二酸化炭素排出量の部門別比較（単位：万t-CO₂）

区分	2013年度	2018年度（確定値）		2019年度（速報値）		
	排出量 (構成比%)	排出量 (構成比%)	増減率 (%)	排出量 (構成比%)	増減率 (%)	
			対2013年度		対2013年度	対前年度
エネルギー転換部門 (発電所等)	940 (12.2)	985 (14.5)	4.7	934 (14.1)	△ 0.6	△ 5.1
産業部門 (製造業、農林水産業、建設業等)	2,689 (34.8)	2,381 (35.0)	△ 11.5	2,261 (34.1)	△ 15.9	△ 5.0
家庭部門	1,254 (16.2)	1,083 (15.9)	△ 13.7	1,112 (16.8)	△ 11.4	2.7
業務部門 (サービス関連産業、 公的機関等)	1,644 (21.3)	1,237 (18.2)	△ 24.8	1,236 (18.7)	△ 24.8	△0.05
運輸部門 (自動車、鉄道、船舶)	1,073 (13.9)	975 (14.3)	△ 9.1	955 (14.4)	△ 11.0	△ 2.1
廃棄物部門	131 (1.7)	140 (2.1)	6.6	124 (1.9)	△ 5.5	△11.3
合計	7,732 (100.0)	6,800 (100.0)	△ 12.1	6,622 (100.0)	△ 14.4	△ 2.6

	2013年度	2018年度（確定値）		2019年度（速報値）		
	排出量	排出量	増減率 (%)	排出量	増減率 (%)	
			対2013年度		対2013年度	対前年度
1人当たり排出量 (t-CO ₂)	8.51	7.41	△ 13.0	7.20	△ 15.5	△ 2.8

※ 部門別排出量は、発電及び熱発生に伴うCO₂排出量を各最終消費部門に配分した排出量

(注1) 温室効果ガスの排出量は、端数処理（トン又は万トン単位で四捨五入）をしているため、各表の合計値と内訳が合わないことがあります。また、増減率、構成比等はトン又は万トン以下の端数を含めて計算しているため、表中の数値を用いた計算と合致しない場合があります。同様に、四捨五入の関係で構成比の合計が100%にならない場合があります。

(注2) 速報値の算定：温室効果ガス排出量は、各種統計値に基づいて算定していますが、使用している統計の中に2019（令和元）年度の値で暫定値のものがあるため速報値としており、今後、その暫定値が更新された際に、改めて推計し直して確定値とします。

5 神奈川県地球温暖化対策推進条例

神奈川県地球温暖化対策推進条例

目次

- 第1章 総則（第1条～第6条）
 - 第2章 地球温暖化対策に関する施策
 - 第1節 地球温暖化対策計画等（第7条～第9条）
 - 第2節 事業活動に関する地球温暖化対策（第10条～第17条）
 - 第3節 建築物に関する地球温暖化対策（第18条～第32条）
 - 第4節 開発事業に関する地球温暖化対策（第33条～第39条）
 - 第5節 再生可能エネルギー等環境配慮技術の研究開発及び活用の促進（第40条・第41条）
 - 第6節 森林等の整備、保全等（第42条）
 - 第7節 交通に関する地球温暖化対策（第43条～第45条）
 - 第8節 日常生活等における地球温暖化対策（第46条・第47条）
 - 第9節 教育及び学習の振興（第48条）
 - 第10節 事業の登録（第49条～第52条）
 - 第11節 広域的な連携による地球温暖化対策の推進（第53条・第54条）
 - 第3章 雑則（第55条～第60条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であること、また、地球温暖化の影響が既に現れていることに鑑み、神奈川県環境基本条例（平成8年神奈川県条例第12号）の本旨を達成するため、地球温暖化対策の推進について、基本理念を定め、及び県、事業者、県民、建築主等の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、事業者及び県民の自主的な取組を促進することを通じて、地球温暖化対策の推進を図り、もって良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地球温暖化 人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。
- (2) 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の量の削減等」という。）その他の地球温暖化の防止を図るための取組をいう。
- (3) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。
- (4) 温室効果ガスの排出 人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。
- (5) 再生可能エネルギー等 太陽光、風力その他の永続的に利用することができると認められるエネルギー源であって規則で定めるものを利用したエネルギー（第9条第3項において「再生可能エネルギー」という。）及び温室効果ガスの排出の量の削減に著しく寄与する機械器具であって規則で定めるものをいう。

（基本理念）

第2条の2 地球温暖化対策の推進は、2050年までの脱炭素社会の実現（令和32年までに、人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会を実現することをいう。）を旨として、行われなければならない。

（県の責務）

第3条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、地球温暖化対策に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、前項の施策について、市町村及び事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）と連携し、及び協働して実施するよう努めるものとする。
- 3 県は、市町村及び民間団体等が行う地球温暖化対策が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、温室効果ガスの排出の量の削減に積極的に取り組むよう努めなければならない。

- 2 事業者のうち、その事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスを排出する事業者として規則で定めるもの（以下「特定大規模事業者」という。）は、地域の地球温暖化対策の推進に貢献するよう努めなければならない。

（県民の責務）

第5条 県民は、基本理念にのっとり、地球温暖化対策の重要性についての関心と理解を深めるとともに、温室効果ガスの排出の量の削減等に積極的に取り組むよう努めなければならない。

（建築主等の責務）

第6条 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）をしようとする者は、基本理念にのっとり、当該建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 建築物を所有し、又は管理する者は、その所有し、又は管理する建築物について、エネルギーの使用の効率性に関する性能（第32条において「省エネルギー性能」という。）を維持し、又は向上させるよう努めなければならない。

第2章 地球温暖化対策に関する施策

第1節 地球温暖化対策計画等

（地球温暖化対策計画）

第7条 知事は、地球温暖化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策に関する基本的な計画（以下この条において「地球温暖化対策計画」という。）を定めなければならない。

- 2 地球温暖化対策計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 地域の地球温暖化対策の基本方針
 - (2) 県内における温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標
 - (3) 法第21条第3項各号に掲げる事項
 - (4) 地球温暖化の影響への適応を図るための取組に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、地球温暖化対策計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。
- 4 知事は、毎年度、地球温暖化対策計画に基づく措置及び施策の実施の状況を公表するものとする。
(県の施策等の企画等に当たっての配慮)
- 第8条 県は、法第21条第8項に定めるもののほか、地球温暖化に影響を及ぼすと認められる施策及び事業の企画及び実施に当たっては、地球温暖化の防止について配慮するものとする。
(事務事業温室効果ガス排出削減計画)
- 第9条 知事は、県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の量の削減に関する計画（以下この条において「事務事業温室効果ガス排出削減計画」という。）を定めなければならない。
- 2 事務事業温室効果ガス排出削減計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の量の削減に関する基本方針
 - (2) 県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の量の削減に関する目標
 - (3) 前号の目標を達成するための措置に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の量の削減を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 県は、事務事業温室効果ガス排出削減計画に基づき、自ら設置し、又は管理する施設における温室効果ガスの排出の量の削減及び再生可能エネルギーの活用、温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車の使用その他の温室効果ガスの排出の量の削減に関する取組を自ら率先して行うよう努めなければならない。
 - 4 第7条第3項及び第4項の規定は、事務事業温室効果ガス排出削減計画について準用する。

第2節 事業活動に関する地球温暖化対策

(事業活動温暖化対策指針)

第10条 知事は、事業者が実施する地球温暖化対策を推進するため、事業活動における地球温暖化対策に関する指針（以下「事業活動温暖化対策指針」という。）を定めなければならない。

2 知事は、事業活動温暖化対策指針を定め、又は改定したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(事業活動温暖化対策計画書の提出等)

第11条 特定大規模事業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「事業活動温暖化対策計画書」という。）を作成し、規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量
 - (3) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本方針に係る事項
 - (4) 温室効果ガスの排出の量の削減の目標及び当該目標を達成するための措置の内容に係る事項
 - (5) 地域の地球温暖化対策の推進への貢献に係る事項
 - (6) その他規則で定める事項
- 2 前項の規定による事業活動温暖化対策計画書の作成に当たっては、特定大規模事業者は、同項第3号から第6号までに掲げる事項については、事業活動温暖化対策指針に基づく検討の結果に基づいて記載しなければならない。
- 3 第1項の規定により事業活動温暖化対策計画書を提出した特定大規模事業者（以下「計画書提出特定大規模事業者」という。）は、同項各号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該事業活動温暖化対策計画書に記載された事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、速やかに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 4 特定大規模事業者以外の事業者（第13条において「中小規模事業者等」という。）は、規則で定めるところにより、事業活動温暖化対策計画書を作成し、知事に提出することができる。
- 5 第1項から第3項までの規定は、前項の事業活動温暖化対策計画書について準用する。この場合において、第3項中「変更があったとき」とあるのは、「変更があったとき、当該事業活動温暖化対策計画書に係る計画を中止したとき」と読み替えるものとする。
- 6 計画書提出特定大規模事業者が、第1項の規定による提出の後特定大規模事業者に該当しないこととなった場合における当該提出に係る事業活動温暖化対策計画書は、第4項の規定により提出された事業活動温暖化対策計画書とみなす。

(施設、事業所等を設置し、又は管理する事業者への協力)

第12条 事業活動温暖化対策計画書を提出する事業者が設置し、又は管理する施設、事業所等の一部を使用して事業活動を行う事業者は、その使用に係る施設、事業所等を設置し、又は管理する事業者による事業活動温暖化対策計画書の作成に協力するよう努めるとともに、当該事業活動温暖化対策計画書に基づく地球温暖化対策の推進について協力するよう努めなければならない。

(中小規模事業者等に対する支援)

第13条 県は、中小規模事業者等による地球温暖化対策を促進するため、中小規模事業者等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 県は、事業活動温暖化対策計画書を提出し、優れた地球温暖化対策を行おうとする中小規模事業者等に対し、技術的指導その他の当該事業活動温暖化対策計画書に基づく地球温暖化対策の推進に関し必要な支援を行うよう努めるものとする。

(排出状況報告書の提出)

第14条 事業活動温暖化対策計画書を提出した事業者（以下「計画書提出事業者」という。）は、当該事業活動温暖化対策計画書を提出した日の属する事業年度の翌事業年度から当該事業活動温暖化対策計画書に係る計画の期間（次条において「計画期間」という。）が終了する日の属する事業年度までの毎事業年度、規則で定めるところにより、当該事業活動温暖化対策計画書に記載された事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況を記載した報告書（第16条において「排出状況報告書」という。）を作成し、規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。

(結果報告書の提出)

第15条 計画書提出事業者は、計画期間が終了する日又は第11条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による届出（事業活動温暖化対策計画書に記載された事業の廃止（同項において準用する場合にあっては、当該廃止及び計画の中止）に係るものに限る。）をした日から規則で定める日までに、計画期間中の事業活動に伴う温

室効果ガスの排出の状況及び事業活動温暖化対策計画書に基づいて実施した地球温暖化対策の実施の結果を記載した報告書（次条において「結果報告書」という。）を作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

（事業活動温暖化対策計画書等の概要の公表）

第16条 知事は、事業活動温暖化対策計画書、排出状況報告書及び結果報告書が提出されたときは、インターネットの利用その他の方法により、遅滞なく、当該提出に係る計画書提出事業者の氏名又は名称その他の規則で定める事項を公表するものとする。

（指導、助言及び改善の求め）

第17条 知事は、計画書提出特定大規模事業者に対し、その提出した事業活動温暖化対策計画書の内容及び当該事業活動温暖化対策計画書に基づく地球温暖化対策の推進に関する事項について、必要な指導及び助言を行うことができる。

2 知事は、第11条第1項の規定により提出された事業活動温暖化対策計画書の内容が、事業活動温暖化対策指針に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該提出に係る計画書提出特定大規模事業者に対し、規則で定めるところにより、その提出した事業活動温暖化対策計画書の内容の改善を求めることができる。

3 知事は、第1項の規定による指導及び助言並びに前項の規定による改善の求めを行うため必要な範囲において、計画書提出特定大規模事業者に対し、資料の提出を求めることができる。

第3節 建築物に関する地球温暖化対策

（建築物温暖化対策指針）

第18条 知事は、規則で定める規模以上の建築物（以下「特定建築物」という。）の新築等をしようとする者（以下「特定建築主」という。）が当該特定建築物に係る地球温暖化対策を適切に実施するために必要な事項に関する指針（以下「建築物温暖化対策指針」という。）を定めなければならない。

2 第10条第2項の規定は、建築物温暖化対策指針について準用する。

（建築物温暖化対策計画書の提出）

第19条 特定建築主は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「建築物温暖化対策計画書」という。）を作成し、規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定建築物の名称及び所在地
- (3) 特定建築物の概要
- (4) 特定建築物に係る地球温暖化対策の措置
- (5) 前号の措置の評価
- (6) 再生可能エネルギー等の活用に係る検討の結果
- (7) その他規則で定める事項

2 前項の規定による建築物温暖化対策計画書の作成に当たっては、特定建築主は、同項第4号から第7号までに掲げる事項については、建築物温暖化対策指針に基づく検討の結果に基づいて記載しなければならない。

3 特定建築物以外の建築物であって規則で定める規模以上の建築物の新築等をしようとする者は、規則で定めるところにより、建築物温暖化対策計画書を作成し、知事に提出することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

（建築物温暖化対策計画書の変更の届出）

第20条 前条第1項又は第3項の規定により建築物温暖化対策計画書を提出した者（以下「計画書提出建築主」という。）は、当該建築物温暖化対策計画書に係る新築等が完了するまでの間に、同条第1項各号（同条第3項において準用する場合を含む。）に掲げる事項について変更をしようとするときは、規則で定める日までに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の規定による建築物温暖化対策計画書の内容の変更により、その新築等をしようとする建築物が特定建築物に該当しないこととなった場合（前条第3項に規定する建築物に該当する場合に限る。）における当該建築物温暖化対策計画書は、前条第3項の規定により提出された建築物温暖化対策計画書とみなす。

（新築等の中止の届出）

第21条 計画書提出建築主（前条第1項の規定による届出をした計画書提出建築主のうち、当該届出に係る建築物が特定建築物又は第19条第3項に規定する建築物のいずれにも該当しなくなった場合における計画書提出建築主を除く。以下同じ。）は、その提出した建築物温暖化対策計画書に係る新築等を中止したときは、速やかに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

（新築等の完了の届出）

第22条 計画書提出建築主は、その提出した建築物温暖化対策計画書に係る新築等が完了したときは、規則で定める日までに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

（建築物温暖化対策計画書等の概要の公表）

第23条 知事は、第19条第1項又は第3項の規定による提出及び第20条第1項、第21条又は前条の規定による届出があったときは、インターネットの利用その他の方法により、遅滞なく、当該提出又は届出に係る建築物の概要その他の規則で定める事項を公表するものとする。

（表示基準）

第24条 知事は、特定建築物の地球温暖化対策に関する性能（以下「環境性能」という。）の評価を記載した標章（以下「建築物環境性能表示」という。）の表示の方法に関する基準（以下「表示基準」という。）を定めなければならない。

2 第10条第2項の規定は、表示基準について準用する。

（特定建築物の環境性能の表示）

第25条 第19条第1項の規定により建築物温暖化対策計画書を提出した計画書提出建築主（以下「計画書提出特定建築主」という。）は、当該特定建築物の販売又は賃貸を目的とした広告を行うときは、表示基準に基づき、当該広告中に建築物環境性能表示を表示しなければならない。ただし、当該広告が規則で定める基準に適合しない場合は、この限りでない。

2 計画書提出特定建築主は、他人にその新築等に係る特定建築物の販売又は賃貸の代理又は媒介をさせる場合で、これらの行為をする者（以下「販売等受託者」という。）が販売又は賃貸を目的とした広告をしようとするときは、表示基準に基づき、当該広告に当該販売等受託者をして建築物環境性能表示を表示させなければならない。ただし、当該広告が前項ただし書の規則で定める基準に適合しない場合にあつては、この限りでない。

3 前項に規定する場合において、販売等受託者は、同項の規定による表示に協力するよう努めなければならない。

4 第19条第3項の規定により建築物温暖化対策計画書を提出した計画書提出建築主は、第1項及び第2項の規定の例

により、建築物環境性能表示を表示し、又は表示させるよう努めなければならない。

(建築物環境性能表示の表示の届出等)

第26条 計画書提出特定建築主は、前条第1項の規定により最初に表示をし、又は同条第2項の規定により最初に表示をさせたときは、そのいずれか早い日から規則で定める日までに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

2 前項の規定は、前条第4項の規定により建築物環境性能表示を表示し、又は表示させた場合について準用する。

3 知事は、第1項(前項において準用する場合を含む。)の規定による届出があったときは、インターネットの利用その他の方法により、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

(建築物環境性能表示の変更の届出等)

第27条 計画書提出建築主は、前条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出の後当該届出に係る建築物環境性能表示を変更した場合で、当該変更後の建築物環境性能表示を表示し、又は表示させたときは、規則で定める日までに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の規定による届出があった場合について準用する。

(環境性能の説明)

第28条 計画書提出特定建築主及び販売等受託者は、特定建築物を販売し、又は賃貸しようとするときは、当該特定建築物を購入し、又は賃借しようとする者に対し、当該特定建築物に係る環境性能の内容を説明するよう努めなければならない。

(環境性能を示す表示の掲示等)

第29条 計画書提出特定建築主は、表示基準に基づき、その新築等に係る特定建築物に、当該特定建築物の環境性能を示す表示を掲示することができる。

2 計画書提出特定建築主は、前項の規定による掲示をしたときは、規則で定める日までに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

3 前2項の規定は、第19条第3項の規定により建築物温暖化対策計画書を提出した計画書提出建築主について準用する。

(表示の制限)

第30条 計画書提出建築主でない者は、表示基準に基づく表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

(指導、助言等)

第31条 知事は、計画書提出建築主に対し、その提出した建築物温暖化対策計画書の内容について、必要な指導及び助言を行うことができる。

2 知事は、前項の規定による指導及び助言を行うために必要な範囲において、計画書提出建築主に対し、資料の提出を求めることができる。

(優れた省エネルギー性能を備えた住宅等の普及の促進)

第32条 県は、市町村及び事業者その他の民間の団体と連携し、及び協働して、優れた省エネルギー性能を備え、又は再生可能エネルギー等を活用した住宅の普及の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4節 開発事業に関する地球温暖化対策

(特定開発事業温暖化対策指針)

第33条 知事は、規則で定める規模以上の開発行為(神奈川県土地利用調整条例(平成8年神奈川県条例第10号)第2条第1号に規定する開発行為をいう。)であって規則で定めるものに係る事業(以下「特定開発事業」という。)を実施しようとする者(以下「特定開発事業者」という。)が当該特定開発事業に係る地球温暖化対策を適切に実施するために必要な事項に関する指針(以下「特定開発事業温暖化対策指針」という。)を定めなければならない。

2 第10条第2項の規定は、特定開発事業温暖化対策指針について準用する。

(特定開発事業温暖化対策計画書の提出)

第34条 特定開発事業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「特定開発事業温暖化対策計画書」という。)を作成し、規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 特定開発事業を行う土地の位置及び区域(特定開発事業が一団の区域において行われる場合は、当該一団の区域)

(3) 特定開発事業の概要

(4) 温室効果ガスの排出の量の削減を図るため実施しようとする措置の内容

(5) 再生可能エネルギー等の活用に係る検討の結果

(6) その他規則で定める事項

2 前項の規定による特定開発事業温暖化対策計画書の作成に当たっては、特定開発事業者は、同項第4号から第6号までに掲げる事項については、特定開発事業温暖化対策指針に基づく検討の結果に基づいて記載しなければならない。

(特定開発事業温暖化対策計画書の変更の届出)

第35条 前条第1項の規定により特定開発事業温暖化対策計画書を提出した特定開発事業者(以下「計画書提出特定開発事業者」という。)は、当該特定開発事業温暖化対策計画書に係る特定開発事業が完了するまでの間に、同項各号に掲げる事項について変更をしようとするときは、規則で定める日までに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(特定開発事業の中止の届出)

第36条 計画書提出特定開発事業者(前条の規定による届出をした計画書提出特定開発事業者のうち、当該届出に係る事業が特定開発事業に該当しなくなった場合における計画書提出特定開発事業者を除く。以下同じ。)は、その提出した特定開発事業温暖化対策計画書に係る特定開発事業を中止したときは、速やかに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

(特定開発事業の完了の届出)

第37条 計画書提出特定開発事業者は、その提出した特定開発事業温暖化対策計画書に係る特定開発事業が完了したときは、規則で定める日までに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

(特定開発事業温暖化対策計画書等の概要の公表)

第38条 知事は、第34条第1項の規定による提出及び第35条から前条までの規定による届出があったときは、インターネットの利用その他の方法により、遅滞なく、当該提出又は届出に係る特定開発事業の概要その他の規則で定める事項を公表するものとする。

(指導、助言及び改善の求め)

第39条 知事は、計画書提出特定開発事業者に対し、その提出した特定開発事業温暖化対策計画書の内容について、必要な指導及び助言を行うことができる。

- 2 知事は、第34条第1項の規定により提出された特定開発事業温暖化対策計画書の内容が、特定開発事業温暖化対策指針に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該計画書提出特定開発事業者に対し、規則で定めるところにより、その提出した特定開発事業温暖化対策計画書の内容の改善を求めることができる。
- 3 知事は、第1項の規定による指導及び助言並びに前項の規定による改善の求めを行うため必要な範囲において、計画書提出特定開発事業者に対し、資料の提出を求めることができる。

第5節 再生可能エネルギー等環境配慮技術の研究開発及び活用の促進

(再生可能エネルギー等環境配慮技術の研究開発の促進)

第40条 県、事業者及び試験研究機関は、連携し、及び協働して、再生可能エネルギー等及び省エネルギーに係る技術その他の地球温暖化防止に寄与する技術（以下「再生可能エネルギー等環境配慮技術」という。）の研究開発の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

- 2 県は、事業者及び試験研究機関による再生可能エネルギー等環境配慮技術の研究開発の支援に努めるものとする。

(再生可能エネルギー等環境配慮技術の活用の促進)

第41条 事業者及び県民は、再生可能エネルギー等環境配慮技術の活用に努めなければならない。

- 2 県は、市町村及び事業者その他の民間の団体と連携し、及び協働して、再生可能エネルギー等環境配慮技術の活用の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第6節 森林等の整備、保全等

第42条 県、森林所有者（森林法（昭和26年法律第249号）第2条第2項に規定する森林所有者をいう。）及び民間団体等は、連携し、及び協働して、森林の適切な整備及び保全並びに県内産の木材その他の森林資源の利用の推進に努めなければならない。

- 2 県及び民間団体等は、連携し、及び協働して、緑地の保全及び緑化の推進に努めなければならない。

第7節 交通に関する地球温暖化対策

(公共交通機関等の利用の推進等)

第43条 事業者（専ら自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を使用して事業を行う者を除く。）及び県民は、可能な限り自動車等の使用を控え、温室効果ガスの排出の量がより少ない公共交通機関若しくは自転車（以下この条において「公共交通機関等」という。）の利用又は徒歩による移動に努めなければならない。

- 2 県は、市町村及び公共交通事業者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第5号に規定する公共交通事業者等をいう。）と連携し、及び協働して、公共交通機関等を利用しやすい環境の整備に努めるものとする。
- 3 多数の者の利用に供する施設を管理する者又は多数の者の参加が見込まれる行事を主催する者は、当該施設を利用する者又は当該行事に参加する者の公共交通機関等の利用又は徒歩による来場の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(エコドライブの推進)

第44条 自動車等を運転する者は、温室効果ガスの排出の量がより少ない運転の方法（以下この条において「エコドライブ」という。）の実施及び自動車等の適正な整備に努めなければならない。

- 2 事業者は、その事業の用に供する自動車等を運転する者に対し、エコドライブの実施について指導を行う等適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 自動車を製造する事業者は、エコドライブの実施を促す機能を有する機器の搭載に努めなければならない。

(温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車等の使用の推進等)

第45条 自動車等を製造し、販売し、又は有償で貸し渡す事業者は、温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車等の開発、製造、販売又は貸し渡しを行うよう努めなければならない。

- 2 自動車等を購入し、又は使用しようとする者は、温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車等を購入し、又は使用するよう努めなければならない。
- 3 県及び自動車駐車場を設置し、又は管理する者その他の規則で定める者は、電気自動車（専ら電気を動力源とする自動車をいう。）その他の温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車等の普及及び当該自動車等を利用しやすい環境の整備に努めなければならない。

第8節 日常生活等における地球温暖化対策

(製品の開発又は役務の提供に関する地球温暖化対策)

第46条 製品（自動車等を除く。以下この条において同じ。）を製造する事業者は、温室効果ガスの排出の量がより少ない製品又は温室効果ガスの排出の量の削減に寄与する製品の開発を行うよう努めなければならない。

- 2 製品又は役務を販売し、又は提供する事業者は、温室効果ガスの排出の量がより少ない方法により販売又は提供を行うよう努めなければならない。
- 3 事業者及び県民は、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ない製品若しくは役務又は温室効果ガスの排出の量がより少ない方法により提供される製品若しくは役務の購入又は利用に努めなければならない。

(生活様式等の転換の推進)

第47条 県は、市町村、民間団体等及び法第37条第1項に規定する地球温暖化防止活動推進員と連携し、及び協働して、事業活動及び日常生活における温室効果ガスの排出の量を削減するための取組を推進するものとする。

- 2 事業者及び県民は、その事業活動及び日常生活における照明器具、冷暖房機、給湯機その他の機械器具の使用に当たっては、エネルギーの消費が過度にわたることがないよう、その見直しに努めなければならない。

第9節 教育及び学習の振興

第48条 県は、教育機関及び事業者その他の民間の団体と連携し、及び協働して、県民に対する地球温暖化対策に関する教育及び学習の振興並びに指導者の育成に努めるものとする。

- 2 事業者は、その従業員に対して、地球温暖化対策に関する必要な教育を行うよう努めなければならない。
- 3 県は、教育機関及び事業者その他の民間の団体と連携し、及び協働して、地球温暖化対策に関する専門的な知識又は経験を有する人材の育成に努めるものとする。

第10節 事業の登録

(他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に貢献する事業の登録)

第49条 事業者は、他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に貢献する事業であって規則で定めるものに関し、次に掲

げる事項（以下「登録事項」という。）について、知事の登録を受けることができる。

- (1) 登録に係る事業の名称
- (2) 登録に係る事業の概要
- (3) その他規則で定める事項

2 前項の登録（以下「事業の登録」という。）を受けようとする事業者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請があったときは、登録事項を規則で定める登録簿に登録するものとする。ただし、当該申請に係る事項が虚偽である場合その他の規則で定める場合は、事業の登録を拒むことができる。

4 知事は、インターネットの利用その他の方法により、前項の登録簿その他規則で定めるものを公表するものとする。（変更の申請）

第50条 事業の登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、前条第1項第2号に掲げる登録事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、登録事項の変更を知事に申請しなければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の規定による申請について準用する。この場合において、同条第3項中「前項」とあるのは「第50条第1項」と、「登録事項を規則で定める登録簿に登録するものとする」とあるのは「当該申請に係る登録事項の変更を行うものとする」と、「事業の登録」とあるのは「当該変更」と読み替えるものとする。

（変更又は廃止の届出）

第51条 登録事業者は、登録事項（第49条第1項第2号に掲げる登録事項を除く。）に変更があったとき、又は事業の登録に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、当該変更に係る事項又は事業を廃止した旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、事業の登録を変更し、又は抹消するものとする。

（事業の登録の抹消）

第52条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業の登録を抹消することができる。

- (1) 事業の登録に係る事業を廃止したことが明らかになった場合で、前条第1項の規定による届出がないとき。
- (2) 事業の登録に係る事業に関し法令又は条例に違反したとき。
- (3) 事業の登録の内容と異なる事業を行っていることが明らかになった場合で、事業の登録を抹消する必要があると認めるとき。

第11節 広域的な連携による地球温暖化対策の推進

（国及び他の地方公共団体との連携）

第53条 県は、国及び他の地方公共団体と連携を図りながら協力することにより、地球温暖化対策の効果的な推進に努めるものとする。

（国際協力の推進）

第54条 県は、事業者その他の民間の団体と連携し、及び協働して、地球温暖化対策に関する技術協力その他の国際協力の推進に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 雑則

（勧告）

第55条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第11条第1項、第14条、第15条、第19条第1項又は第34条第1項の規定による提出をせず、又は虚偽の提出をした者
- (2) 第11条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）、第20条第1項、第21条、第22条、第26条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）、第27条第1項、第29条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第35条から第37条までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第11条第4項の規定による事業活動温暖化対策計画書又は第19条第3項の規定による建築物温暖化対策計画書に虚偽の記載をして提出した者
- (4) 第25条第1項（同条第4項の規定によりその規定の例によることとされる場合を含む。）の規定による表示をせず、若しくは表示基準に違反した表示若しくは虚偽の表示をし、若しくは同条第2項（同条第4項の規定によりその規定の例によることとされる場合を含む。）の規定による表示をさせず、若しくは表示基準に違反した表示若しくは虚偽の表示をさせた者又は第29条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による表示に表示基準に違反した表示若しくは虚偽の表示をして掲示した者
- (5) 第30条の規定に違反して、表示基準に基づく表示又はこれと紛らわしい表示をした者

（公表）

第56条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名又は名称、当該勧告の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

（市町村の条例との関係）

第57条 この条例の規定は、市町村が地域の自然的社会的条件に応じて、地球温暖化を防止するため、この条例で定める事項以外の事項に関し、条例で必要な事項を定めることを妨げるものではない。

2 市町村が地球温暖化の防止のために制定する条例の内容が、この条例の趣旨に即したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものと知事が認めて公示したときは、当該市町村の条例に規定する事項に該当するものとして知事が指定する節又は条の規定は、当該市町村の区域には、適用しない。

3 前項の知事の認定及び指定は、神奈川県公報により行う。

（神奈川県地球温暖化対策計画書審査会）

第58条 知事は、第17条第2項又は第39条第2項の規定により改善を求めようとするときは、神奈川県地球温暖化対策計画書審査会の意見を聴かななければならない。

（顕彰）

第59条 県は、地球温暖化対策の推進に特に功績があったと認められるもの又は優良な事例の顕彰に努めるものとする。

（委任）

第60条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。ただし、第11条から第17条まで、第19条から第23条まで、第25条から第31条まで、第34条から第39条まで、第2章第10節、第55条及び第56条並びに附則第4項及び第5項の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

- 3 附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表知事の項神奈川県環境影響評価審査会の項の次に次のように加える。

神奈川県地球温暖化対策計画書審査会	神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成21年神奈川県条例第57号）第17条第2項の規定による事業活動温暖化対策計画書又は同条例第39条第2項の規定による特定開発事業温暖化対策計画書の内容の改善の求めにつき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。	10人以内
-------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------

(神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部改正)

- 4 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4節 二酸化炭素の排出の抑制（第45条・第46条）」を「第4節 削除」に改める。

第16条第1項中「、第46条」及び第5号を削り、第6号を第5号とする。

第17条第1項中「、第46条」を削る。

第5章第4節を次のように改める。

第4節 削除

第45条及び第46条 削除

(検討)

- 5 知事は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成24年3月30日条例第26号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年6月1日から施行する。ただし、第18条第1項の改正規定及び次項の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第18条第1項の規定は、平成24年10月1日以後に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請（以下「確認申請」という。）又は同法第18条第2項の規定による計画の通知（以下「計画通知」という。）をする建築物について適用し、同日前に確認申請又は計画通知をした建築物については、なお従前の例による。

(委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（平成28年6月24日条例第54号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年10月21日条例第72号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年1月26日条例第2号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月24日条例第92号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

6 神奈川県地球温暖化対策計画の改定経緯

(1) 改定案への県民意見等の反映

ア 県民意見募集

(ア) 募集期間 令和3年10月12日～11月10日

(イ) 意見募集の周知

- ・ 県政記者クラブへの情報提供
- ・ 県の窓口における配架
県政情報センター、各地域県政総合コーナー、環境計画課等
- ・ 県のホームページによる情報提供
- ・ SNSでの情報発信
- ・ かながわ地球環境保全推進会議の構成団体等への情報提供

イ 市町村への意見照会 令和3年10月12日～10月26日

ウ 実施結果

(ア) 寄せられた意見の件数 98件（県民84件、市町村14件）

(イ) 意見の内訳

区 分	県民	市町村	合計
a 計画全般について	34件	8件	42件
b 施策事業について	45件	4件	49件
c その他	5件	2件	7件
合 計	84件	14件	98件

(ウ) 意見の反映状況

区 分	県民	市町村	合計
a 御意見は改定案に反映しました	14件	4件	18件
b 御意見の趣旨は既に改定素案等に盛り込まれています	19件	0件	19件
c 今後の取組の参考とします	38件	9件	47件
d 御意見は改定案に反映できません	2件	1件	3件
e その他	11件	0件	11件
合 計	84件	14件	98件

(2) 会議等による検討

ア 神奈川県環境審議会での審議

第70回（令和3年5月31日） 見直しについて（諮問）

第71回（令和3年8月27日） 改定素案について

第72回（令和3年12月23日） 見直しについて（答申）、改定案について

構成員：学識経験者、県議会議員、市長会、町村会 22名

イ 県議会 環境農政常任委員会への報告

令和3年第1回定例会 見直しについて

令和3年第2回定例会 見直しについて

令和3年第3回定例会 改定素案について

令和4年第1回定例会 改定案について



神奈川県

環境農政局 環境部 環境計画課 地球温暖化対策グループ
横浜市中区日本大通 1 〒231-8588
電話 (045) 210-1111 (代表) 内線4053~4056
ファクシミリ (045) 210-8952